

平成20年第1回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成20年3月6日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年3月7日
 - 1番 小林 一 則 君
 - 2番 風 口 尚 君
 - 3番 山 本 静 一 君
 - 4番 高 木 市 郎 君
 - 5番 鈴 木 加奈子 君
 - 6番 東 谷 富 雄 君
 - 7番 小 林 豊 君
 - 8番 中 瀬 信 之 君
 - 9番 山 口 和 宏 君
 - 10番 奥 川 直 人 君
 - 11番 野 口 繁 君
 - 12番 川 西 元 行 君
 - 13番 前 川 隆 夫 君
 - 14番 中 野 勇 君
5. 不応召議員 な し
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 な し
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
 - 町 長 辻 村 修 一 君
 - 副 町 長 坪 井 信 義 君
 - 教 育 長 見 並 健 一 君
 - 会 計 管 理 者 森 島 千 里 君
 - 総 務 課 長 中 郷 徹 君
 - 税 務 住 民 課 長 松 田 幸 一 君
 - 生 活 福 祉 課 長 林 裕 紀 君
 - 建 設 産 業 課 長 前 田 浩 三 君
 - 上 下 水 道 課 長 小 林 一 雄 君
 - 病 院 老 健 事 務 局 長 田 間 宏 紀 君
 - 教 育 事 務 局 長 辻 誠 君
 - 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
 - 農 林 商 工 課 長 田 畑 良 和 君
 - 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
 - 教 育 委 員 長 松 田 隆 作 君
 - 監 査 委 員 松 田 隆 生 君
9. 職務のため出席した者の職氏名
 - 議会事務局長 大南友敬君
 - 同 書 記 高 井 美 江 君
 - 同 書 記 中 川 泰 成 君
10. 提出議案
 - 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成20年第1回玉城町定例会、第2日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布の通りであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 高木市郎君 5番 鈴木加奈子さん

の2名を指名いたします。

議長(小林一則君) 次に日程第2．町政一般に関する質問を行います。

それでは最初に9番 山口和宏君の質問を許します。9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) おはようございます。議長のお許しを頂きましたので質問させていただきます。玉城町下水道事業の推進状況についてお伺い致します。昨今、家庭における生活雑排水が水質及び環境に影響を及ぼすことから玉城町として、平成8年度より下水道事業を行っておりますが玉城町公共下水道と、一部の下外城田地域を中心とした農業集落排水事業の2つの事業があります。平成27年度には玉城町全域の工事が終了する計画となっていると思っておりますがこの下水道事業は企業会計であり、収入を見越した事業計画となっているはずでございます。収入とは当然利用者負担。下水道料金であります。下水道利用していただかなくてはこの下水道事業は成り立ちませんが、この事業計画策定時の目標加入率、並びに現時点の事業終了地域の加入率についてお伺い致します。また現状問題点や課題点それに対する対応策はどう考えているのかよろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 山口和宏議員から下水道事業の推進状況というふうな事でご質問いただいております。町民の皆さん方の生活環境を良くしていくという玉城町のいろんな環境の取り組みが、当然町の意志として議会で議決されて、生活環境の整備の為に下水道事業を進めてきたということでございます。既に施行が終わっております地域の環境が随分と良くなってきております。現場でいろんな農作業に関わっておられる皆さん方から水生植物が蘇ってきたというふうなお話も聞くわけでありまして。メダカが一時いなくなったけれどもまた現れてきたとか、それともう一つ大事なことは健康の事でありましてから、日常生活で水洗化に依りまして大変健康管理の上で良くなってきたということであります。その為にそのことを目的として下水道事業を町全域で進めてきたということであります。特に玉城町は住民の皆さん方の意識も非常に高く、出来るだけ早い時期に下水道事業を末端の地域まで敷設して欲しいという強い要望を今もいただいているわけでありまして。有り難い事

であります。集落排水の農水省の關係の事業と、今国交省という形になっておりますけれどもその事業と2つやっておりますしてご承知のように汁谷川に關係いたします地域、玉城町の地層からいきますと大きく断層がありますからこのエリアは集落排水で事業を実施していくのが効率的だという考え方で進めてきたわけでございます、これが平成12年3月に供用いたしましてさらに岩出、中角が平成17年ということであります。公共下水の特に田丸の地域内の事業につきましては15年から供用開始ということで順次順調に進めさせていただいているわけでありまして現在もフレックスにつきましては特に田丸の町内でありまして既に23の地区について工事が完了なったという状況でございます。ご質問の現時点の事業終了の加入率の状況はどうかということですが当然目標加入率というのは100%加入していただくという事が目標であるわけでありまして、今の終了している先程申し上げました地域の状況が公共下水道特に田丸地内の地域では87.9%であります。農業集落排水で実施いたしました宮古の地域が100%加入ということになってございます。岩出、中角が現段階で69.9%ということになっております。これに対する対策なり所謂供用開始から3年の間に加入して欲しいということの推進をしているわけでありましてから岩出、中角につきましてはこの3月で3年目を迎えるということになっておりますから当然加入率の向上をはかっていかなければならないということであります。特に自治区へ出向かせていただく。あるいはまた自治区の中で直接この未加入世帯に文章を持って訪問させていただくという、行動を取らせていただくようにしております。現段階ではそういう状況でこのことに力を入れてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君)9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 予想通りの答弁でありありがとうございます。100%という、事業開始当時の加入率を目標にしているということをお聞きさせていただきます。農業集落排水につきまして宮古地区は100%達成していただいているまた岩出、中角は今年で3年になるのですか。当初私も岩出、中角地区はちょっときついかなと予想はしていましたが約70%の加入率と聞かせていただいてそこそこの所までいっているのかと。これも行政の方々のご尽力かと思っております。公共下水道にしましては大方90%ですね。100%を目標にしている限りは100%加入していただくというのが町として、財政上のことも考えましてそこら辺の方は随時推進していただくようお願いしたいと思います。ちょっとお聞きしたいのですが宮古地域だけの決算は分かるでしょうか。

議長(小林一則君) 上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長(小林一雄君) 宮古地区の状況でございますけれども今決算の方持ち合わせておりませんけれども、状況的に今年の当初予算の関係でございますけれども下水道の使用収入の方で年間といたしまして376万8千円を見ております。またそれに伴います処理場等の維持費の方で681万3千円を見ているというような予算の状況にはなっております。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) これは宮古だけです。岩出、中角は入っていませんね。

議長(小林一則君) 上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長(小林一雄君) これは宮古の集落排水事業だけです。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 何故これを聞かせていただいたかと言うと玉城町は当初から受益者分担金というのが最初の公共下水道の15万だけだと聞いていますがそれでよろしいですね。それでなおかつ100%達成していただきました。今新しいからよろしいがこれが10年20年になってくると確かに末端処理も老朽化してくるということで、修繕がなんやかんやかかるとやはり受益者負担も多少なり上げて維持管理していただくのか。やはり町負担もなかなか厳しい時代になってきますので、そこら辺町としてどのように先々考えて見えますか。ちょっと伺います。

議長(小林一則君) 上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長(小林一雄君) 当然のことながら山口議員おっしゃるように当初の建設費につきましては受益者分担金ということで15万円をいただきまして後残り建設費につきましては国庫補助金等及び一般会計からの繰り入れの方で見ているというようなことになっております。その後供用開始されましてからの当然の維持費につきましては、下水道の使用料金で賄っていくのが本来の姿であろうかとは思っておりますけれども、現在農業集落及び公共下水道ということで料金体系を統一しなければならないということで、今両方とも同じ料金の方で徴収させていただいておりますけれども、現実といたしましては当然先程も予算ベースでの話をさせていただきましたけれども維持費の分も料金の方で賄うだけの金額をいただいております。その辺につきましては、今後共今の料金体系を維持すれば難しいことになろうかということでもありますので、玉城町全域が公共下水道事業及び集落事業の方で下水道事業の方が完備された後、適切な時期に料金の方は改定をさせていただきます、使用料金の方で維持費の方がある程度賄えるような料金体系の方は考えていかなければならないと思っております。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) ありがとうございます。そういうふうに長い目で先々は

確かに利用料金の方を、多少なりとも上げていく方向を採っていただかなければ維持管理は出来かねるのではないかとちょっと私は感じました。27年度全域完成するというので今からいうと今年20年ですから7年10年スパンでそれぐらい見込んである程度の金額は上げていく方向を町民の皆さんにご理解いただくという推進の方も、ある程度はしていただかないことにはやはりいきなり「はい完成しました。やれませんか」ということでは無理です。それではブーイングももらいます。そこら辺はやはりご理解いただいて何年度からどこどこが供用開始になりましたら、何年度からある程度の利用者負担をお願いしたいですよという格好でもっていただくとブーイングも少ない。そういう方向で町の方々ご尽力いただいて推進していただくようによろしくお願い致します。ありがとうございます。私も勉強不足でこれからまた勉強いたしまして、いろいろとご質問させていただきたいと思えます。又一つよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 以上で9番 山口和宏君の質問は終わりました。

次に10番 奥川直人君の質問を許します。10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 皆さんおはようございます。今回議長のお許しを得まして一般質問通告書に基づきまして5点の質問をさせていただきます。1番目 役場組織間の連携について。2番目 職員経営参加について。3番目 町内の将来土地構想利用について。4番目 稲作生産調整の今後について。5番目 教育・文化更なる発展についての5項目とさせていただきます。本筋ですと1番2番につきましては町長にお答えいただくのでありますが今回2回目ということで出来れば副町長をお願いしたいというふうに思います。3番目の土地の将来の構想につきましては町長。稲作生産調整の今後についても町長をお願いしたい。それと教育・文化の更なる発展については教育長の方でお願いしたいというふうに思います。

私も新議員として半年が経ちました。近隣の市町におきまして伊勢市では皆さんご存知のように中部国際空港と結ぶ回路航路整備計画の問題で、副市長が辞任するというふうな事も現状起こっております。その原因調査というものについてはまだ不明ということでテレビでも報道されているわけですが辞任すれば納まるというものでもないし、市民に今後大きな負担がかかるというような状況であります。この事実を承認した議員もいろいろ責任があるわけでありまして、私自身及び議会といたしましても我々行っている議員活動について非常に責任の重さを感じるところでございます。今日の質問は日頃よく耳にいたします言葉でもありますし、少し中身についてご質問していきたいとこのように考えます。それでは1番目の役場組織間の連携について

縦割り行政からの脱皮と言うことで12月定例会でもお話をしましたけれども引き続きご質問させていただきたいと思います。今どこの市町に於きましても行政改革が進められております。今や行政も経営『行政経営』と称されまして各自治体で先を争い改革が進められております。そんな中におきまして玉城町役場の組織責任者会議の定例化を期待するところであります。私が期待する内容は前回も申し上げましたが当月の各組織の事業推進状況、遅れは無いのか。前月実施した事業の反省や課題整理また再発防止策などの点について充分検討していただいているかどうかということであります。管理職の皆さんは組織責任者である前に玉城町行政全般に対する運営責任、経営責任と申しましょうか、そういうことを持っておられるはずであります。従来の縦割り行政のマイナス面を回避する役割を今求められていると思います。そこで12月この場で質問させていただきました役場組織間の連携についてまず責任者会議、課長会議についてその後の状況について又はこうすれば良いというものについてご検討いただいたのでしょうか。それを継続又は充実していく為にどのようなお考えが有るのか、無いのかお聞きしたいと思います。そして現状月1回程度の責任者会議における課題と今後の施策についてどうお考えであるかお聞き致します。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 奥川議員から5点の質問を頂きました。まずそれぞれにつきまして私の方からなり、或は又特に細部に付きましては担当課長の方なり補足をさせたいと思っておりますけれども、役場組織間の連携についてということのご質問でございます。12月にもご質問頂きまして具体的な質問になっているわけでありましてけれども、まず玉城町がどんな町なのかというふうなことの国内県内外での評価。私は今自負している所があって県下29の町の中でも、いろんな行政の分野で福祉や教育の分野が上位にランキングしている。一つには住民の皆さん方の理解と議会の皆さん方の理解職員の努力があるとこんなふうに思っております。議長、副議長もご出席頂いて県外からの視察に対応していただいておりますクレジットの先進地視察、全国先駆けての導入につきましては、既に4月から40の自治体が全国各地から北海道から九州までお越しいただいたり、或は250の方が玉城町にお越しいただいているという状況もあるわけです。開会冒頭の挨拶でも申し上げました企業立地につきましても、非常にスピード感を持って立地に当たらせていただいて、企業から大変な信頼をいただいているという状況でございます。人口も対前年で、約100人世帯数も対前年で約100これも冒頭で申し上げましたように増加の町でございます。従っていろんな面で40平方キロの小さ

な町でありますけれども、当面自主自立で頑張っていこうと議会で決定して頂きましたからこれに努力していく。小さな町でありますけれども、大きな取り組みが出来る町にしていこうということでもあります。住民の皆さんが増えてくる、或は戸数が増えてくるとことによりますところの行政需要も、当然のことながら増えてきているわけでありますから、日々これに職員が対応していかなければならないことになっております。約 2100 からの自治事務がある。これを本庁だけですと 70 人で対応している状況になっております。そんな中で当然横断的な日頃のコミュニケーション、会議無しには役場の行政執行は成り立たないわけであります。管理執行という権限は私に与えられておりまして、私が常日頃から目を配ってそして、最小の経費で最大の効果を生んでいく為の努力をしていく必要があると、いうふうに考えているわけであります。いろいろ議会、委員会等でもご意見を頂いておりますような、いろんな課題にどう対応していくのか定期的にとということではなくて、その都度その都度会議を招集する。そして必要な所は直ちに集まる。毎朝朝礼しているわけでありますけれどもそういうふうな形で取り組みをしている。どれ位やっているかということになりますと、月 2 回は全ての課長はほとんど会議を重ねているという状況でございます。そうでないと今日の玉城町の行政推進は出来ない状況になっております。そんな状況でございますもう一つ課題なり、今後の施策をどう考えているのかというご質問ですがこれは国の財政改革が今全国各地で三位一体の批判があります。三位一体を進めたけれども、一つも地方の為になっていないではないかという状況があるわけでありまして、福田内閣の中でももう少し地方重視の対策を講じていこうということでもありますけれども、結局はそれぞれの自治体が、自主自立でどうこれからの町づくりをしていくのかということでありまして、従来のような国に依存というふうな形ではいけないという時代でありますから、より職員個々の所謂政策形成能力と言いますか、調整能力が必要な時代になってきているということです。地方分権改革が今年度いろんな推進の方向が示されている。これは具体的にどうなっていくか分かりませんが、そういう動きもあるわけでありまして、それともう一つ人口は増える町でありますけれども、中身を見ますと高齢化も進んでいる町でありますから、これにどう対応していくのか。それともう一つはいろんなこの社会不安と言いますか、いろんな犯罪非行が増えてきているというのが世の中の状況になっている。或はいろんな子供たちの事や、日常の暮らしの事を直接現場に関わっておられる皆様方にお聞きいたしますと保護者の皆様方、若いお父さんお母さんにも、もう少し力を付けてもらわないといけないのではないかと、いうふうなご意見も聞くわけでありましてそういった面でも子育ての支援、或は福祉の施策の充

実を、どうしても町として力を入れていかなければならないというふうに思っております。そういったことを目指してやはり職員個々が自分の仕事に責任を持って、知識を充分習得していく事が非常に大事だと思っております。それともう一つは、組織でありますからやはりチームワークというのは大事であります。それは日頃のコミュニケーションですね。話しやすい環境と言うか、明るい職場と言うかそういうことを常に心がけていきたいなというふうに思います。住民の皆さん方が困っているような事に結果としてなるのですが、社会福祉制度或は、次から次へ農家の方や或は住民の方のいろんな準備が出来ないままにどんどん進められてくる。これを誰がそれを住民の方にご理解いただく努力をしなければならないのか。これは町職員しかいない。そういうことに日々の業務にもっと精一杯力を入れていく事が大事だと思っております。それでもう一つはいろんな集落の中でも思っておりますのはコミュニケーションが欠けてきている。地域の良さ、地域の人との繋がりが欠けてきております。それをもう少し取り戻していく事が町として必要ではないかなというふうに思っております。町の地域の中では非常に熱心に取り組んで頂いている方もたくさんあるわけでありましてけれども、今冒頭申し上げましたように人口が増えてきておりますから、なかなかすぐになじみにくいという方もありますし、自治区への組入りもなされない方も多うございます。約15%ある。今約4千900世帯になってきました。その中の15%が組入りされていない。具体的には5月からになりますけれども職員が直接自治区の方へ月1回程度から始めさせて頂きたいと思っておりますが、出向かせていただいて、自治区の皆さん方と色々な課題或は、自治区の要望を聞かせて頂いて、交流を深めていこうという取り組みをしたいと思っております。一つひとつこれからの町づくり或は、現状を考えた取り組みをしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 先程町長さんの方から回答を頂きました。私は気にしておりますのはやはり各連携ということは、今までも福祉バスの問題とかいろんな形で提言をさせて頂きました。横の連携というのは非常に大事だということで、いろんな各類似した各課におきましてもいろんな問題が発生しているはずなので、そういったものをあからさまにしながら皆がそれぞれそういうものに対して行政としてロスの無い行政運営をして頂きたいと、あつく思うわけです。現状課長会議の議事録はあるのですかと聞いたら不十分だということで月1回程度か月2回かやられております課長会、検討会でのいろんな課題があるわけですが誰が何をいつ、何をするのだというふうなことが文章化されていない。これはそういう行政を運営していく中で責任感が「ま

あ、よいのではないか」といった形で流れていく。この辺につきまして会議を運営しているのは、副町長さんくらいが主役でやっておられるという感覚で僕は回答をお願いしたのですがこの辺の日常のフォローなり行政の推進状況なり、こういうものについてしっかり課長会の中で本当に出来ているのかという不安を議事録が無いということについて感じました。現状その辺の状況についてお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 定例の会議というのは町長もお話ございましたが、課長会という事でご理解頂きたいと思いますが、この課長会につきましては町の政策協議の場ということで位置付けしてございます。従いまして基本的には月1回そして必要に応じてという形でやっております。奥川議員ご指摘のように、その記録の無いのもいかなものかということですが、実際それぞれの課長、協議の場でそれぞれが記録するという形を取ってございまして課長会議としての記録としては特にもってございません。ただその中におきましても政策協議の場でございますので、一つの課で問題事項いろいろ発生したり、或は今度の4月から実施いたします地域担当制につきましても具体的にどういう形で実際運営していくのかというのを、政策協議の場ということで議論致します。これは当然一つの事柄に対しまして情報の共有化というのが非常に大事な観点かと思えます。ですからその担当する課だけの事柄、対策を勿論担当課が主になってやるべき事でございますけれども、いろんな知恵を出し合うという意味でも、政策協議の場として課長会でやっていくということでございます。記録につきましては課長それぞれが自分の筆記の中で記録に留めているということでございます。従ってその1回の会議で処理できないという場合もございます。継続して協議をしていく必要があるというものもございますけれども、それについては引き続き一定の時間を置いた中で情報等の収集をしながら改めて行うという方式でやっておりますので、ご指摘いただいておりますように、記録をもってどうのという所については若干保管する必要があるかというふうに思いますが、現状におきましてはそれぞれ管理職の立場で協議をいたしておりますので、ただ単に会議に出てきて、その場だけの発言で終わってしまうという認識では出席していないものと考えております。また縦割り行政の弊害ということでございますけれども、当町におきましては以前チーム制という全国唯一課を無くして執っております。これらの中で横断的に業務を数年やってきた実績がございます。これらを踏まえながら、辻村町長の方で新しくまた課に戻したということですが、通常の縦割り行政でなくしてそういった横断的な行政運営を結果として踏まえながら、現在の課制で人事の交流も図りながら業務的にも横

断的に行政運営しているというふうに考えております。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 政策協議の場ということです。全くその通りだということで質問させて頂いているのですけれども、玉城町の平成20年度の一般会計及び特別会計、企業会計は総額89億円あるわけです。この89億円を有効的に使う為に、そういう会議をもたれているのが大きな会議の主旨だというふうに考えます。当然組織運営、会議の充実が必要。ところが議事録をそれぞれでやっている。こういうものはひとつも取る必要がない。責任感が無い。自分の都合の良いように書ける。それと管理職の立場がそういう横断的なものかどうかを私は聞いているわけです。それぞれの立場で組織責任者ではだめ。役場の行政全般運営に対して責任を持っていく為にそういう会議をしている。ですからそれぞれがそれぞれの立場では困るわけです。役場の行政の為に会議がされている。それはきちっとした議事録があってこのお金をこう使い誰が管理して誰が責任を持ってこの行政を運営していく。そしてこの事業についてはあなたの責任でいつまでにやるのだと、こういうことを誰かがフォローしないと。ですから縦割り行政。それぞれ各課長さんがそれは「こうしないといけない」とか建設はこう、農林はこうではないのかというふうな形で充実していくというのが私は期待する所ではありますが、それについて副町長お考えをお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 行政の仕組みというのは分かってもらわないといけないと思っております。行政の仕組みは所謂プラン テュー シー アクションと言うのですね。ご承知のようにプランを立ててそれぞれの計画そして予算をもって、それをどう評価して改善していくのかという積み重ねです。これは言わばきめられているのです。行政の推進の中で。それをきちっと皆が集まって私以下どういう形で今どこまで事業が進んでいるのか、常に定期的にチェックしなければいけない。チェックしているのです。それともう一つは内部だけではなくて定期的に定期監査、決算監査があります。議会でもこういう仕組みでチェックしなければならなくなっているわけです。それは内部でもそう。これは定期的にやっているわけです。それはきちっとどういう形でやっていくのだということは内部でそれぞれ目標値なり、あるいはどこまでいっているかということは皆で理解出来るような形で整備されている。またそうしなければならぬ。そういう所は随分進んでおります。是非ご理解頂きたい。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) それでしたら。課長会議というのは一部だと私は思い

ます。全てをそれでやれとは言っておりません。予算の関係もそうです。それも私も分かっています。でもそれを中身まで細かくチェックしていくのが課長会でないといけない。その中には各役割が存在するというのがありますのでそういった会議の議事録なり、こういうものは残して頂きたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 会議の議事録というのは個々に整備するものだというふうに私は思っております。そしてその所謂まとめは総務課長の方で纏めていくというご理解をいただきたいと思っております。それが当然のことだと思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) ではまた拝見させていただきに行きますのできちっと保管しておいて下さい。ありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは続きまして役場職員の経営参加についてご質問させていただきます。昨年10月に京セラミタ工場で社会環境報告会がありまして玉城町行政及び商工会他の方々と共に議員として参加をさせていただきました。会社概況や取り組みについてご説明頂いた後に質問時間を頂きましたので、そこで私は一般企業において社員の経営参加制度について質問させていただきました。一般企業では従業員一人一人の仕事の質によって大きく経営を左右致します。大手会社では何処の企業でも従業員の経営参加制度というものを設けております。当然京セラさんでも月1回各課におきまして先月の経営状況や成果、品質等の課題について従業員全員に人材教育の観点で実施しておられるということでありました。玉城町の役場におきましても職員さんに対し現状の取り組みや課題の衆知又全員で取り組む業務の効率化活動、職場の改善活動またや企業で言われますQCサークル活動のような取り組みが私は必要ではないかというふうに思っておりますが、今現状そういう役場の中でどんな取り組みをされているのか、こういうことに対してお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 職員の経営参加ということでのお尋ねでございますが企業と違いまして利益追求の組織ではない。住民の福祉の向上の為に幅広い憲法から、或は又法に基づいた仕事をしているわけでありますから、やはりそれぞれが先程申し上げましたように、自覚をして自分の知識・能力を高めていくというふうなことも必要でありますし、考え方といたしましては前から常々言っておりますように主役は住民の皆さん方でありますから、住民の皆さん方の立場や、住民の皆さん方の目線で行政推進をさせていただかなければならない時代であります。それともう一つ今の時代トップダウンという形

ではなくて住民の皆さんが日頃から考えていることを、私自身も声を聞くということが非常に大事だというふうに思っておりますし、一人一人約30分ずつ程度お越し頂いてそうした対話の時間を設けている。今囑託の方を含めて300人の職員さんにおっていただく。なかなか時間がかかるのですがそういった形で職員一人一人の声を聞く。そしてその中でいろんな町づくりについて建設的な意見も聞かせていただくということで、そのことに努めてまいりたいと思っておりますし、又ご承知のようにそれぞれの施設がございます。保育所あるいは児童館あるいは学校、病院関係そういった直接現場で関わっていただいている職員の皆さん方の現場の声も聞く。これは一番大事だと思っております。そういった考え方で今後もやはり限られた人材、限られた予算の中で所謂経営の質をどう高めるかが今大事だと認識しておりますので、そのことに力を入れておりますし、今後も努力してまいりたいと思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) もっともおっしゃる通りであります。行政品質とか、いろいろそういう言葉が巷に出ておりましたその品質を守っていく。品質を作るということは、職員一人一人の力によって生まれてくるとこのように考えております。当然そうでもありますがある程度の指針、方針、考え方がないとそういうものをいくら言っても生まれてこないのですよ。待つだけでは。ある意味ではそういったことを、職員の皆さんにこんなことをしていこうということも知らしめながら、夢を語ってリーダーの方は引っ張って頂きたいという思いもあります。待っているだけでは何も出てこないと思いますが、そういった今後のことについて具体的に何か考えておられることはございませんか。また社会の話をお聞きしながらやっぱりこういうこともやっていくべきだというものがあればお聞かせ頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) これも職員として全体の奉仕者という考え方で特定の人の為に仕事をする公務員ではないということになっております。従って町の在り方はそれぞれまず将来像総合計画を議会で議決されて、町としてどういう町づくりをしていくのかということは示されているわけでありまして、それは職員として当然理解していなければならないわけでありまして、その都度私が例えば、念頭でお話申し上げていることは直ちにメールで全職員まで徹底をしているという状況であるわけでありましてけれども、これは町の動きは当然個々の職員まで浸透させていくということが、大事であるというふうに思っております。それともう一つは町の中だけではなくて職員が隣の町、或は県の職員そうした皆さん方と、行政の抱える課題について研究していく

というワーキンググループの取り組みも参加しておりますし、これからも幅広く職員としての能力を、アップしていく為の努力をしていきたいと思っております。そんな考え方を持っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) ありがとうございます。状況は厳しい。職員の数も厳しい中しっかりやって頂いているということにつきましては、その辺充分理解しております。ますますそういった形で質を高めていただくということでそれは質を作るのは人だということでお願ひしたいのと、メールも良いのですがメールもなかなか伝わって伝わらない。私も以前会社におりましたけれども人に伝えるということは相手に理解させるということです。伝えた、メール打ちました、しゃべりましたでは私は人に伝わっていないと思ひます。相手が理解する。人それぞれいろんな方が見えますから1回言って分かる、何度言っても分からない、そういうこともありますのでしっかり伝えていただひて、辻村町政をますます盛り上げて頂きますようにお願ひしたいと思ひます。

続きまして、それでは質問の3番目にはいらせて頂きます。町内の将来の土地利用構想についてご質問致します。我が玉城町は外城田、有田そして宮川流域、国束山麓と幅広い特色を持った土地柄であります。当然自然も多く残され、今後将来を考えた場合残すべき自然保護地域、工業誘致等しながら開発していく地域、住宅地域など環境整備をしていかなければならない地域、今後将来に向けて土地利用構想を、どうお考えかこれについてお聞きたいと思ひます。特に玉城町の南側と言いますか的山、国束山その周辺はまだ里山とか溜池とか現在まだ多く自然が残っております。この様な玉城町の自然の財産や歴史を将来に向けてどの様に守り、そしてどの様に生かしていくのかお聞きたいと思ひます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 40平方キロのこの玉城町の大変恵まれた自然景観、或は農村景観をどうしても将来に残していくという事は、私達の責任ではないかと考えております。特に町の土地利用をどうしていくのか。所謂土地利用構想ですけれどもこれにつきましては、重要なことでもありますので法の定めがございます。国土利用計画法というのがあって玉城町の場合は平成13年に議決されているのです。玉城町の中で例えば外城田のエリアあるいは田丸のエリア、有田、下外城田それぞれの地域の丘陵あるいは田畑、住宅そういうのは、どういうふうな利用をしていくのかという計画が議決されて定められております。その後既に7年経過しておりますからこれは10年度の見直し

つまり、平成22年中にはその見直しをしていかなければならないと思っております。思っておりますと言うかしていかなければならないと法のルールになっているわけです。議決要件ということで併せて町の将来計画も、平成22年には策定していかなければならないということになっております。そのことはご承知を頂きたいと思っております。そんな中議会でご論議もいただいて現段階での土地利用計画があるということです。町は人口が増える、家が建ってくる、企業さんが立地していただくというふうな中でやはり大変私は縮小したり、悲観するような町ではないと思っておりますから将来に夢や希望の持てる玉城町ではないかと思っておりますし、またそのことの努力をしていかなければならないと考えております。従って保存する所は保存し活用する所は活用し、さらに将来の為に土地機能として必要な住宅地として活用する所は活用していく。店舗等もそうでありましょうしそうした形で出来るだけ人口が増えるような施策を、講じていく必要があるのではないかと考えております。一つこれからのいろんなご意見を賜りましてさらに次の段階での土地利用構想の為にいろんなご提言も賜りたい。現段階ではそういう状況になっておりますので考え方を併せて申し上げさせて頂きました。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) これもちょっと読ませて頂きます。平成13年の土地利用計画。文章は書いてあるのですけれど守っていかなければならないということが書いてあるだけで、あまり具体的な計画になっていないと思えました。次回作る時はもう少し具体的な形で我々もその時点にありましたら参加もさせていただきながら、作っていかなければいけないとこのように思っていますし、当然そうなりますと地域の住民の方の理解も非常に大きなものがないと自然を守っていくということが出来ませんし、メリットになるかわかりませんが、そういった農村地域を守っていくということになりますとそれなりのご負担も住民の方にかかるということでもありますし、そういったことはしっかり明確にしながら我々議会も含めて、住民の方も含めて行政も、三者でこういった形の物を作り上げていくということが非常に大事かと思っておりますので是非よろしくお願ひしたいと思ひます。当然人口が増える町について我々も充分理解しておりますので、協力しながら進めていきたいと思ひます。

続きまして4番目の質問に入ります。稲作生産調整の今後についてという事でお聞きしたいと思います。玉城町の生産調整達成率は三重県でワースト2か3ということで非常に悪い。しっかり生産調整を遵守している集落もあればそうでない集落もあります。生産調整をきっちり進めている集落は46

集落の内16集落であり、私は原に住まわせていただいているのですが原区も配分に対する作付け高が99.52とかろうじて19年度の生産調整を達成出来ました。これを推進していく上におきましては各字の農事部長さんのご苦労と生産者の皆さんの米価安定への期待と地道な努力、そしてそれを推進している国、県、行政と生産者とのお互いの信頼関係で成り立っているものと思っております。そしてこの度玉城町の水田農業推進委員会から玉城町の関係の皆様へということでの様な文章が出ております。こういう文章ですけれども各農業関係者の方には渡っていると思っておりますが読ませて頂きます。

『米の生産量は毎年9万トン程減少しています。これは米の生産、集荷、販売に関する全ての皆さんに影響を与えます。今年このような大幅な価格の下落を避けるには、生産者全員が生産調整を確実に実施することが必要であります。その為に従来の産作り交付金に加え国において補正予算が確保されました。この地域水田農業活性化緊急対策の内容は次の通りです』という形で各生産者の皆様へお配りされているはずであります。国も補正予算を組み地域水田農業活性化緊急対策を打ち出しているわけでありまして、個々に生産者に対してはこの内容につきまして大きなメリットは無いと思っておりますが、この様な行動を国が起こしているのも事実であります。さてこの玉城町は水田農業推進協議会の会長を辻村町長がされておられ、国、県の期待に応える為今後の生産調整をこの玉城町で進めていく上で、町長として又玉城町水田農業推進協議会の、この文章を発行されました会長としての熱い思いを生産者の方々にお伝えいただけたらと思っておりますのでお聞かせ下さい。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 稲作生産調整の今後についてご質問を頂きました。現状はなかなか農家の皆さん方のご理解、ご協力をいただけていないというところが非常にあって、その努力をしておりますけれどもなかなか農家個人のごことで、最終的に農家個々に協力を求めていくしかないということになっております。特に農業施策についても町の単独の予算を計上させていただくことをお認めいただけて、集団等についての単独の助成金も交付させていただいたわけですが、さらに達成の自治区につきましては1割アップの単独の費用も付けさせていただいているというふうなことも、お認めいただいているわけでありまして、なかなか米の消費がどんどんと減少していく中で米価が下がっていくというふうな状況になっているわけでありまして、国といたしましても対策に大変頭を悩ましているという状況でございます。昭和17年に食糧法が出来ましてからずっといろんな法制度が、農家に対する見直しがなされて平成5年の凶作がありまして、平成6年には米制度の所謂作る自由、売る

自由が発表されて、そうした中での少しゆるんだ状況も現実にあったというふうに思っております。しかし今になってこうした中で米が余ってきているという現状にあります。そんな中でどうしていくかというふうなことで国の緊急対策が出されましたけれども、実際に農家或はこの直接農家の皆さん方に関わっていく末端の自治体で、大変現場は困っている状況でございます。先般も直接東海農政局の次長がお越しになりましたけれども、そういったことでのもう少し個々の自治体の農業情勢、或は農家の皆さん方のお気持ちを充分理解した形で、国の農政を進めてもらわなければ困るという強い要請もしてきたところであります。しかし国の政策に町の農業は頼らないことにはなかなか今いろんなハードのパイプライン工事にいたしましても、玉城町独自で進めていくということはなかなか厳しい農業情勢になっております。それだけにやはり、国が示す方針には是非理解をいただくような農家の皆さん方に対する努力を、精一杯これからも続けていかなければいけないというふうに思っております。そして引き続き単独の達成率を向上する為の措置につきましても、力を入れさせて頂きたいと考えているところであります。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 熱い思いをありがとうございました。確かに20年度も非情にまた2%ぐらい生産調整が増えるというふうな数字だと、今思っています。守っている所は皆ぎりぎりで行っているわけでありまして過去からの流れで例を挙げますと原地区におきましても、守っていかなければならないという形で本当に原区の皆さんにお願いしながら計算して、何度も計算しながら「あとこれだけ」と農事部長さんが現状やっているわけです。それで町単事業で10%の補助をいただいているということも先程町長の方からお話がありました。原区は30町ぐらい減反して土地の関係で作れない所もあれば20町位20町と言えば2千万位住民の方はこれに協力してもらっている。皆作れと言ったら2千万円位原区の農業収入はもしかすると増えるかもしれない。そんな中で玉城町の行政なり国の施策に協力しながら他の集落もそうですがやっているわけでまじめな一生懸命やっている所が不利になるということはなるべく無い玉城町に。たくさん作っておられる所は少しでも協力してもらいながら玉城町の平均数値、達成率の数字を個々の集落もそうですけれど下げていく努力もして頂きたい。そうすると我々守っている集落につきましては町も頑張ってくれているのだという理解も感じますし、是非その辺の努力を継続してお願い致します。以上です。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

続きまして質問5の教育・文化の更なる発展についてということでご質問

します。日本経済の文化・スポーツ・芸術全ての分野においてグローバル化が進んでおります。我が玉城町の文化・芸術などにおいて住民による手作りイベントは玉城町内でも行われています。行政という立場で今後玉城町の将来を見越した文化・芸術のイベントなどはどのようにお考えであるのかお聞きしたい。例えば近隣の多気町では年4回教育委員会によって非常にレベルの高いイベントが開催されております。1992年から16年間このイベントが継続されておりました今年度の19年度の例を挙げますと親子で参加のイベントとしてNHKの『お母さんと一緒』で出ておられます佐藤弘道さんの体操教室、下条アトムさん他出演の『とんでもない女』の演劇、アコースティックナイト多気では元かぐや姫の伊勢正三とか太田裕美さん・大野真澄さんのコンサート、2月16日には玉城町からもたくさん見にいかれましたがけれども加藤登紀子のコンサート。こういったプロに接する場を行政として与えておりますし住民や子供たちに感動を与えながら夢を与え、育てる大切な育成の一環ではないかと私は考えております。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) ご質問の中から教育・文化の更なる発展についてお答得させて頂きます。スマートですけれどビッグなテーマをいただいております。今の教育界でございますがもうご承知の揺れ動く振り子のような教育界と言われておりました私共ゆとりや或は詰め込み、2つの調和をどのようにやっていくのか、前倒しで学習指導要領も出てまいりますがこれも昔に戻るような形になります。さりとて昔のようにやるわけにはいきませんので又色々のご協力ご指導頂きたいと思っております。奥川議員ご提示頂きますようにこの国際化の社会の中で、玉城町におきましても様々な分野でご活躍をしてみえる方がおられます。そういうことから世界が狭くなったなと思っております事、或はグローバルなこの人材を町として求められておりますので教育委員会としてはこういうふうな時代の流れや変化、そういったものに敏感に皆さんにお伝え出来るような、出来る限りの情報収集と言いましょいかそういったものを一層努めていく努力をしなければならぬと考えているところでございます。この文化を今本町におきましては秀でた方それぞれで発揮いただいております。そういったことで1点を見てもと地域でまさに手作りと言いますか、文化伝導と申しましょいかそんなふうにご活躍の奥川議員さん、私こういうふうな貴重な人材認識いたしているところもでございます。本町でご指摘いただきますような将来を見通したイベントということでございますが、今お話にありましたようにこの教育委員会も町おこしのもの、或は住民の意

識高揚をはかっていくようなもの、教養の研修会といったもの今おっしゃられたように開催しておりますが、こういうふうな教育の施策の中での行事・催し、教育委員会所管となりますとこの頃他は町民体育祭が無くなっている所も多いわけですが、継続的町民体育祭が住民全参加型で行われておりますことも本当に良いイベントであると思いますし、町民の創作の文化展、こういうようなことも年間を通して継続は力と言いますがそういったことで力を発揮して文化レベルの向上に努めて頂いておりますし明和町、伊勢市他見に来ていただきましても評価をレベル的にいただいているところでございます。特に今後といたしましてご質問の方のポイントでございますけれども開催の方法、或は内容などもう一度見直してきておりますけれども更に一層新しいショーと言いますかテクニクと言うのでしょうかアイデアを充分各層から入れて今後の改革の方向としていろんな所の委員会、協議会それぞれの団体には充分協議申し上げなければいけません。調整もしなければいけません行政の主導から町民主体への運営は単なる楽しみでないと申しませうか。皆さんの願いや希望が生かされるような方法を、今後検討していったらどうか。議員の皆様からも良案を頂きたいわけですがそういったことも考えております。一般行政の方からも進めて頂いておりますがサービスから支援へ移していくような教育委員会のイベントとしてそんなふうにやらせていただいたらどうか。そうしますと町民の皆さんが意欲で根付くことに願いを込めて今後努力をさせて頂きたい。それを纏めますと今後の玉城町の行事の企画運営というものは、住民主体を出来る限り大切にしてそういった内容にして、教育行政としての将来を見通した具体的な計画につきましては、町民の皆さん方と一緒に今後努力していったらどうかとそんなふうに思います。今多気町のお話ありがとうございました。私もよく承知しております多分1千800万か2千万位この4つか5つの事業においてみえると思います。それはそれなりに費用対効果で素敵な感動感激そして参加者も多い。他町からも見える。これは素敵だと思っておりますがそれはそれで大変意義がございませうが、うちの玉城町としてはそういうふうな、ここにご提示いただきます手作りやらせていただければと思っております。ご質問の中から子供のレベルの高い文化的な観賞体験というふうなことは強く認識はいたしております。町の補助金を頂いております青少年を育てる会とか、文化協会さんそういった団体、教室など行事などやっていただいておりますが一方学校へ入っていただくとよくこの辺が本物の手触り或はそういったことがよく分かっていただけると思っておりますが、小学校は1、2年生活科というのがあります。総合学習も小学校中学校あります。そんなものの中で子供たちは例えばこれまでの例で能楽もあります。ミュージカルの観賞もあります。チェロ或はピアノもありま

す。中学校のこの前の能の五人囃子も良かった。玉丸城太鼓をお願いしたり
或は福祉会館の福祉体験、これは生で体験いたしますがそういったこと。農
業体験。これは多気も同じでございますけれども、自分生産から農場を借り
て作ってやっていきます。EMはご承知のように小学校は団子、中学校は活性
液。そういうふうなことでいろいろとやっていきたいと思っております。今
後ともご指導の方よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 時間も来ておりますので今後長い話は結論からお願い
したい。今後よろしくお願ひしたいと思ひます。そういうことで非常に難し
いイベントになるというのは私も分かっていひます。子供たちの感動というも
のが非常に教育に影響するといふふうなことも考えますし、これから玉城町
の行政を変えていく為にはやはり行政、我々議員そして住民の方三者が協力
して進めていけるように我々も協力しながら良き、人口の増える住み良い玉
城町目指して頑張っていきたいと思ひますので、今後共よろしくお願ひした
いと思ひます。以上で終わります。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩致します。

(午前 10時17分 休憩)

(午前 10時28分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。休憩前に続きまして一般質問を続けま
す。

次に5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 通告に従ひまして鈴木加奈子、一般質問をさせて頂
きます。その前に一言感謝の気持ちを述べておきたいと思ひます。12月議
会におきまして妊婦検診について回数をこれまで2回であったものを政府の
通達によりますと最低でも5回、そして14回以上が望ましいといふ通達で
ございましたが、これ14回にはなりませんでしたがけれども2回よりは随分
と増えまして4月からは5回の無料妊婦検診実施に踏み切って頂くことが出
来たことはとても喜ばしいことだと思ひていひます。その時に第1回目から無
料になるような方法といふことでお願ひしておりましたので、これは後刻お
伺ひしたいと思ひておひます。それからもう一つは4月号の広報に掲載して
いただくようでございますけれどもNPO法人日本入れ歯リサイクル協会が
「その入れ歯捨てないで」といふ呼びかけをしておひます。全世界では3秒
に1人の子供が命を落としていひるといわれておひますが、その子供の命を救

うというユニセフの活動に協力しての事柄でございます。これも福祉会館に設置いただくということでございまして、早速の取り組みにうれしく思っております。

では本題に移ります。本日は4項目に渡って質問を通告しております。一つは「学童保育」放課後児童クラブの充実について、それから2番目に介護を取り上げにならないような施策をという事でお尋ね致します。次に子供の医療費と福祉医療の拡充についてお伺い致します。最後に4項目多重債務者問題、サラ金問題ですがこの玉城町の取り組みについてお伺い致します。

先ず最初に「学童保育」放課後児童クラブの充実についてですが平成19年10月19日に厚生労働省よりガイドラインが示されました。これには1人当たりのスペースだとか、概ね40人程度までとする。そして最大70人まで。70人を超えたら少ない補助金さえもカットするというようなきつい話になってきていると思っておりますがそういったこととか、土曜日及び長期休業期間中、学校休業日については保護者の就労実態を踏まえて8時間以上の介助をすることなどが示されております。又施設設備についても規定があり職員体制についても相当きめ細かく出されております。指導員の資質だとか研修だとか、それから資格というような表現ではないのですけれどもやはり指導員としての子供を指導するという、そういう資格を持った人が望ましいという表現がなされておりますし、この放課後児童クラブでは子供の健康管理、遊び、宿題等自習等子供が自主的に行えるような環境を整えるとかそれから基本的な生活習慣を身につけさせるとか、家庭との連携であるとか又子供の虐待にならないようにするということですか細かく示されてきております。又これにも障害を持った子供をお預かりする、この事についてもまた別項目を立てて示されてきています。障害のある児童を受け入れる為の職員研修に努めることというようなこともうたわれております。指導員さんの身分保証もきちっとしていかないといけないのではないかと思っております。今回の議会におきまして学童保育につきましては条例が示されてまいりました。そして1年間250日以上というのをクリアする方向も示され保育時間も示されてきてはおりますけれども残念ながら土曜日は開設するのですが日曜日、祝日は開設しないように書かれているように思います。今休暇が国の方の制度が変わりまして、振替休日ということで本来であれば平日でありますところの月曜日とか、火曜日とかという日が振替休日になるという例がございます。そうすると公務員の方の子供ばかりが来ているわけではありませんので、そういった振替えられた平日に休みが取れないということもございます。そこでやはり土曜日並の対応で、振替日も開設をしていただくような方向で取り組めないのであろうかとかこのように思ってお伺いするところでございます。

これまで1日150円であったものを、月極で5千円という徴収ということで相当費用もかさんでまいります。この中にはこの費用負担が大変になる方もおありかと思いますがこれには減免制度があったかと思っております。そういった事もこの際詳しくお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。又来年度におきましては有田の小学校区には学童保育を建設するというお話は伺っております。けれども下外城田地区には建設の話はまだ伺っておりません。梅がおか児童館におきましてはやはり40名をはるかに超えているのではないかと思っておりますが、ここに児童館で学童保育されている子供たちの人数は田丸、有田、外城田、下外城田地区の子供たちがそれぞれのさくら児童館、梅がおか児童館にどのような姿で保育されているのか含めてお伺いし今後についての方針をお伺いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 鈴木議員からのご質問にお答えを申し上げます。只今は冒頭に感謝のお言葉をいただきまして大変恐縮しているわけでありまして。妊婦検診につきましては5回に、そして入れ歯のことにつきましても対応するという形で取り組みをしているわけでありましてけれども、私自身も子育て支援の施策を充実していくことが町の将来の為に、大変重要だと認識しておりまして議員の皆様方にも一つひとつご理解を賜って取り組みをさせて頂いているわけでありまして、一昨年になります乳幼児の医療費を就学前まで4歳から5歳に引き上げ、或は又土曜日の半日保育を終日保育に対応させていただき取り組みなりインフルエンザの助成措置なり或は又子育ての支援につきまして一つの組織で総合的に関わっていききたいというふうな考え方を持ちまして、昨年4月には少し機構改革も実施して運営をさせて頂いているところでございます。具体的な内容は担当課長からも補足申し上げますけれどもこの学童保育の放課後児童クラブの充実につきましては、特に先程お話ございましたように国のガイドラインが示されてきているわけでありましてけれども玉城町はどうしていくのかということでありまして。玉城町では次世代育成支援行動計画は17年3月に策定いたしましたけれどもそれに基づいて放課後児童クラブ或は児童館の運営を定めて推進しているという状況でございます。具体的には20年度にご理解を賜って有田地域に放課後児童クラブの施設を建設してまいりたいと考えているわけでありまして。これもその対策の一つであるというふうに考えているわけでございます。具体的な個々のご質問を頂いております。それぞれにつきまして対応を今検討しているところでございますので内容につきまして担当課長から説明をいたさせます。よろしく

お願い申し上げます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) それではご質問のありました件につきまして回答をさせていただきます。まず厚労省で示されましたガイドラインについて質問があったかと思しますので、その件について個々にお答えさせていただきたいと思っております。まずガイドラインの中で大きく言われておりますのが、まず小学校1年から3年の就学している方で昼間家庭に居ない方についての対象児童ということですのでこれは1年から3年生までを思っております。又規模につきましてはガイドラインでは概ね40人程度となっておりますので今回の条例を挙げさせていただいた中にさくら児童クラブにつきましては概ね50名梅がおかには40名ということで条例の中で提案しております。最高は70名ということでガイドラインに出ておまして、これにつきましてはさくら児童館の方で19年度118名の届けがございます。従いましてさくら児童館は田丸と有田という児童が対象になっておりますので今回20年度の予算で有田の方に建設を進めてまいります。対象日につきましてはガイドラインでは土曜日、長期休業期間、学校の休業日となっておりますのでこれにつきましても今回の条例で挙げさせていただいた通り土曜日と夏休み、春休み、冬休みにつきましても放課後児童クラブを開所したい。それから又学校の休業日についても同じでございます。また8時間以上ということでございますけれども9時から6時までということでこれにつきましてもクリアさせていただいております。それから1.65平米という面積でございますけれどもこれにつきましてもガイドラインの通り1人1.65平米以上を確保しております。子供の体調の悪い時の専用室も作っております。それから職員体制でございますが放課後児童クラブの指導員の配置ということで児童福祉施設の最低基準に合うようにということで、これにつきましても教員の免許を持って見える方、保育士の免許を持っている方をそれぞれ配置しております。続きましてご質問のあった障害児の方の施設の事でございますけれども、これにつきましても現在受け入れをしております。またトイレにつきましてもそのようなトイレも設置しておりバリアフリーも完備しております。又その方々の研修等につきましても指導員の研修につきましては、年4回努めてまいっていますし又月1回ミーティングを行いろいろな対応の出来るように会議もっています。又利用者への情報提供につきましても広報、ケーブルまた児童館だよりを毎月発行していろいろ対応しております。またいろいろなガイドラインにあります苦情等ございまして子育て総合支援室長を中心に毎月のミーティングの中で処理をしているということになっております。続きまして指導員の研修の対応でございますけれども、教諭と保育士の資格を持っている

方につきましては1時間千円ということでお願いしております。それ以外の方については825円ということで指導センターの職員につきましては16万500円という月の報酬をさせて頂いております。もう一つ下外城田学区のお話でございますけれども梅がおか児童館につきましては最大70名とガイドラインに出ている中で19年度は69名の登録がございます。ぎりぎりでございますが昨今20年度の放課後児童クラブの締め切りを行いました。約25%の登録の減がありました。これはこちらの考えでは月額150円という設定から月額制度に替えたことによって、登録が減ったのかと言う事も考えているのですけれども、この69人の梅がおかがどのようになるのかということを見ながら下外城田地区が何人になるのか、もう1回計算し直して又21年度以降の他の学区への建設に向けては、検討していきたいとこのように考えています。以上です。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 学校の休日を受け入れるということですが、学校はお休みになってしまいますが、本来言うと祝祭日ではない日なのですよね。それで振り替えられた結果平日が学校休みになってしまうわけですがこの対応はどうかございますか。それから職員の待遇の問題なのですが、これは嘱託さんであるとか臨時さんという形で、身分保証が非常に悪い状態の中で大変重大な任務を背負っていただいているのではないかとこのように思っています。それから時間給でございますその時間給の中に、指導員として子供を保育するのに当たりまして準備が当然あります。カリキュラム組むのにも時間が要ります。そのカリキュラムに沿って準備も前段階として必要になってきて子供のいる時間にはそういった余分なことはやれるはずはありません。人数も多いことから。それで家庭で行うにしろ現場に出て行っていただくにしろ、保育時間以外にその準備時間というものを保証するべきではないかと思っておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。それから保険適用だとか、それから年金の関係だとか、それから有給休暇、そういったものはどのような扱いになっておりますでしょうか。お伺いしておきたいと思っております。臨時の職員さんであっても有給休暇は取れるはずでございますので、玉城だけ治外法権というわけにはいかないと思っておりますのでお伺いしておきます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) まず身分のことにつきましては嘱託職員という格好でお願いしており、このような月額また月額の金額が出ているのですけれども社会保険につきましては、嘱託の方につきましては社会保険の方の健康保険と厚生年金、それから雇用保険の方も加入して頂いております。また有

給につきましても囑託の方につきましては、町の規定通り有給休暇の方も完備しております。振替休日のことにつきましては今回挙げさせて頂いております玉城町の放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の中で休所日というところで、国民の祝日に関する法律の規定する休日と挙げさせて頂いておりますので、ここでいきますとやはり振替休日はこれに含まれるということで、休所日という扱いになっておりますのでこれも条例と併せてご審議いただこうとこのように思っております。うちの方は条例では振替休日は休所日ということで条例と一緒に提案させて頂きます。準備期間につきましては平日の場合は放課後から6時までというのが開所時間になりますから、それまでの間に準備していただくということで対応して頂いております。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 条例案が示されました中では振替休日というのは休みになりそうだなと、このように思いましたものですからその日が休みの人ばかりではないよと、親が働いている人しか子供を受け入れない施設らしく開所するような方向で取り組んでいただきたいと、このように思って質問をしているところでございます。条例の内容の説明だけを伺いたいと思って言っているわけではありませんので、それでしたら条例案の質疑の中で言えることでございますのでこの際は一般質問という立場で伺っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。これは振替休日を開所するという気持ちに全然ないのかどうなのか。夜間にも渡って学童保育をやっている所もあれば年中通して日曜日も開設している所もある。それは事業者の考え方、自治体の考え方でやる事柄でございますので、その日に開所してはならないというそんな規定は無いのです。ですから要求に沿ってご検討いただくべきではないかと思ひますが全く検討の余地はありませんか。どうですか。お伺ひしたいと思います。それから先程囑託職員については社会保険、有給、厚生年金、雇用保険もあるというふうに言われましたけれども、その囑託職員というのは何人中何人ですか。それからこの受け入れ時間以外の準備時間は何時間を認めて賃金あるいは給与、報酬を付けているのですか。お伺ひしておきます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) まず振替休日の開所につきましてですけれどもこれにつきましても昨年10月に出了た放課後児童クラブガイドラインに沿って、玉城町としましては今回の料金の見直しと併せて今まで休所しておりました土曜日を開けるといふこととそれから春休み、夏休み、冬休みも開所するといふこと。それから学校休業日も開けるといふことで町としてはかなり拡大している方向と考えています。従いましてガイドラインに載っていない

いから今の振替休日の事は関係ございませんが、まずはここまで広げましたのでまず皆さんの利用状況を見させて頂いて、今後また振替休日が必要であれば。あくまでも昼間家庭に保護者がいないという方を応援する施策でございますから、それが必要であれば当然考えていく方向というのは持っております。それと囑託でございますけれども教員の免許を持っている方が4名保育士の免許を持っている方が4名、その他の方が3名ということで免許を持っている方について囑託をお願いしているという状況でございます。準備期間につきましては特に何時間ということとは想定しておりません。勤務時間の中でお願いしているということになっております。放課後子供たちが見えるまでの間。先程の答弁訂正させて頂きます。教員が4名保育士の免許が4名無しの方が3名ということで11名ということでご回答させて頂いたのですけれども囑託職員は子育て支援センターの方1人でございます。社会保険と厚生年金の完備をしているのは1人と後の10人につきましてはパート職員として時間給で来て頂いております。訂正させて頂きます。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 今訂正されまして驚いたのですが、この一定の保証を付けていただいているのはたった1人だけという状態でございます。これは今後共大変重要な任務を担う方々でございますので、子供を大切にするという立場で、やはり身分保証を前進させていただくことを強く要請いたしまして次の問題に移ります。それから下外城田の学童保育についても一日も早く実現をされること。夏休みのあの子供たちを泣かすようなことのないような。プールに入れる学童保育にさせていただけるような方策は工夫次第で出来る事だと思っておりますので、ぬかりのないように対応をお願いしたいと思います。

次に介護取り上げにならない施策についてと題しております。これは何かと申しますと三重県は相当ひどい対応がされておりましたケアマネージャーさん達と共に話し合いをし、県にも要請をして厚生労働省老健局振興課との話し合いもしまして19年12月20日にこれを受けて通知が出されました。そして硬直化したような形で家族が同居している場合の居宅サービスを取り上げたり、ショートステイを削減したり受けられないような状態にしたりとそういったことの無いように一律に医療給付支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて適切に判断されたいという文章でしめくられておりますけれどもこの通達が出されました。三重県はひどかったというのはどうしてもこの人の場合にはサービスが必要だとケアマネージャーが言いました。その人に対して資格を取り上げるぞという脅しまでかけたという話がありまして私も驚いたのですが、そんな脅しまでやりな

から介護の取り上げをやっていたということではありますが、玉城町もやはり三重県内でございますので、そんな異常な事態に巻き込まれていたと思いますが、この度三重県に対しても各自治体に対してもこの通知は届いていると思いますが、今現在は必要な方に必要な介護がなされているのかどうなのか。家族が同居しておりましてきちんとして介護が受けられる、ショートステイが受けられる、そういう状態になっているのかどうなのかとお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 介護取り上げにならない施策についてのお尋ねでございます。只今の質問の中にもございました。昨年12月20日の厚労省の事務連絡の内容は厚労省の老健局振興課からの通達ということでございますが、訪問介護サービスの生活援助について同居家族の有無のみで一律に利用不可とするのは適切でないとするものでございます。そういう内容でありますけれども玉城町としても取り扱いでございますけれども包括支援センターにおきましては利用者の方やケアマネージャーの問い合わせに適切に対応出来る態勢を取らせていただいているわけございまして、併せて町内の居宅介護支援事業所に12月21日にファックスで『通達の主旨を理解し家族がいるからといって一律に生活援助のサービスを提供出来ないというのではなく世帯の状況を充分勘案し必要に応じた個別的な支援を実施して下さい』という旨の文章を、送付させて頂いたという対応をさせて頂いておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 本庁とは別の場所に支援センターがあるということなんかもありまして、これまでに行き違いもあったことがございますので案じておりまして質問させて頂いたところでございますが、きちんとして対応されているということでございますので、この内容は対応するということがはっきりと住民の皆さんにも、ケーブルテレビを通じて届きますのでそれならばということをお願いなさる方もできるのではと思っておりますので、その際には、よろしくお伺いしたいと思います。尚これは通告しているものではありませんけれども今税金の申告の時期でございます。この間玉城の方でお話させてもらった方は介護度3の方が障害者認定ではなく、特別障害者認定で税金の控除を受けられるという例もございましたが、東員町の例のように簡易なやり方で税の申告が出来るような方式でさせて頂きたいと、再三に渡ってお願いしているところですがまだ未だにそのような事にはなっていません。税金が所得税としてほとんどかかっていない方でも、これを行うことによって国民健康保険料後期高齢者医療の保険料とか、介護保険料に影響があるこ

ともありますので是非ともお宅へ向けて、証明書を送って頂く取り組みをやって頂きたいということを申し添えたいと思います。

では次に子供の医療費等福祉医療の拡充についてお伺い致します。他県におきましては子供の医療費につきましては随分と進んでおりまして、年齢も拡大し県としての現物給付を行っているというのが東海4県の中で3県とも行われており残るは三重県だけという、こういうような状態になっています。また精神障害者についても2級まで認めている所もあったりしている状態がありますが、三重県はこの遅れた状態の中でさらに後退させるというような動きがございました。私は心配してこの12月の議会であったと思いますけれども、昨年の議会で県の施策が後退しても玉城町は維持をするかどうかという事でお伺い致しました。玉城は常に県の施策に1歩も2歩も先んじた形で福祉医療を前進させて頂いておりますが、県が後退しても玉城は引き下げないという立場を取ってくださいますかとお伺いしたところ、町長は県が後退しても玉城は後退させないというお話でございました。そして県内各自治体の意見もあり私共も署名活動したりいたしまして、県議会では与野党含め全会一致で住民からの要請の請願は通過をさせて頂くということになりました。紆余曲折はありましたけれども、県の施策はこれまで通り徴収はしない。そして通院につきましても3歳まででございましたものを就学前までと年齢を広げ、そして障害者の中で精神障害者につきましては該当されていなかったもの、私共は障害2級まで要請してきたのですが確か県は1級しか認めていなかったとっておりますが少しずつ県としても前進させるということになったわけですけれど、又国の方でも2歳までだったでしょうか2割徴収。それ以外の子供は3割徴収ですね。そういうことでの負担割合を国の施策としても就学前まで2割の自己負担にするというそういうふうに国、県が少しずつ前進致しました。そういうことから玉城町はこの制度このままで続けた場合に、例年通りからいきますとどの程度財政的には楽になるのか。差がどのように動くのかを伺いたしたいと思います。県が後退する時には約830万円のマイナスになるというお話でございましたけれども県、国が拡大しました中ではどのようになりますでしょうか。お伺いします。そして玉城町のこれまでのように先んじて行うということからいきますと、年齢を小学校1年生或は2年生まで広げていく。年齢が大きくなりますとあまり医者にもかからなくなってしまうので、医療費の町負担も少なく済むのではとお伺いしておりますけれども、そういったことにも触れてお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 乳幼児医療の補助制度、県の当局或は議会でのいろんな経過があったのはご承知の通りで今の説明の通りであります。特に先程も

申し上げましたように1昨年1歳引き上げさせて頂きました。実施させてい
ただいているわけでありませぬ。あまり背伸びしない程度で身の丈に合った形
の充実を、町としてもしていきたいという考え方を持っておりますけれども、
今のところさらに拡充していくという考え方は持ち合わせておりませぬ。具
体的な金額のご質問は担当課長からいたさせませぬ。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) ご質問ありました三重県の9月からというふうに
予定されておりますけれども9月診療分の中から現在4歳までの方について
県の方の改正になっております。玉城町につきましては小学校就学前までと
いうことでやっております。町単部分が今回県の改正によりまして義務教育
終了まで県の補助対象になるということから、この金額はいくらかというご
質問だと思っておりますので9月からということではなくて1年間を通じて計算を
してみますと約500万弱補助が増えるのではないかと積算しております。以
上です。年齢別に1歳の場合いくら2歳の場合いくらというふうな医療総額
の資料は持ち合わせておりませぬので申し訳ございませぬ。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 通告出すだけでなくお話もしてまいっておりますの
で以前にお調べいただき、お示しいただいたこともあるものでございませぬ
のでその準備がしていないというのは非常に残念だと思っております。お伺いし
た上で、また後程聞かせてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願
い致します。精神障害につきましてもこれが加わってまいりました。当然玉城
町としてもこれに乗っ則って行こうと思っておりますけれども、お話によりませぬと障
害の精神障害1級という人はほとんど入院している。ご家庭から通院する
ということにはほとんどならないのではないかと。通院補助とかということに
なれば2級まで含めていただくという事が実際に制度として生きた制度にな
るといような人もいますのですけれども県は9月から1級を認めようとして
おりますが、町長は先程乳児の問題についてはこのままとその分だけお
答えになったのかどうか分かりませぬが、含めましてお伺いしておりますの
でよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 県が拡大するというふうなことでありますからそれは県
通り町としても実施していく考え方には変わりございませぬ。9月というこ
とで決定されれば、同時に町としても実施していくということに変わりござ
いませぬ。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 県の前進部分については9月からの実施は早速取り

入れるということですが、それに合わせまして精神障害は2級までを該当させるという方向で是非取り組んでもらいたいと思いますし、子供の医療費分野につきましても、是非ともこれまでの玉城町の伝統的な取り組みでございますので前進をさせていただく。県が就学前までやるならば1年生あるいは2年生までということ担当におかれましてはどれ位の費用がかかるかということもきちとはじき出していただき年齢を広げるのは1歳で広げるわけではなくて小学校の1年生2年生の部分で広げるわけでございますのでそこ勘違いのないようお願いしたいと思っております。よろしく願いを致します。

さて大分時間がせまってまいりましたが次にサラ金の問題です。多重債務者の問題についてお聞かせ頂きたいと思えます。政府の発表でも消費者金融の利用者は少なくとも全国で1千400万人以上とされています。その内5件以上の業者からの利用者即ち多重債務者に陥ってしまっている方が200万人から300万人というふうになっています。この数字を玉城町の人口に単純に当てはめてみますと200人位の方がこのようなことに陥っているのではないかと考えられるわけでございます。厳しい取り立ての中で大変な苦しみを味わいながらお過ごしの方もあります。中小零細業者や企業リストラや派遣労働などの不安定雇用が広がる中で1日1日を死にものぐるいで生活している人達の中にも生きる為のサラ金等に手を出さざるをえないそんな状態があります。このような中で8年間連続で毎年3万人以上の人達が自殺しその内の4分の1が経済的な理由や生活苦ということが原因で自殺している。国、地方自治体は真剣に受け止めなければならない時だと思えます。三重県内を見ても年間自殺者は468人。これちょっと私の手元の資料は古いので1昨年の資料です。交通事故死者は167人ということで交通事故の2.8倍もの人が亡くなっています。このことから見ても交通事故対策は具体的な行政の施策が見えておりますけれども、自殺者対策についてはこれまでほとんど自治体の施策として見えてこなかったと思っております。政府で2006年多重債務者対策本部が立ち上げられて2006年12月には臨時国会でグレーゾーンの金利の撤廃などの貸金業法が改正され2007年4月には多重債務者問題改善プログラムというのを作成し各自治体に対策強化を強く求めております。また多重債務者が増加した背景には格差と貧困問題があり根本的には雇用の改善や社会保障の充実等貧困からの救済が必要である。さらに債務整理と共に生活再建が重要な課題であり、自治体の役割は大きなものだと思います。玉城町としてこのプログラムを受けて具体的に総合的な対策と対応どのように取り組もうとしているのかお伺いしたいです。又多重債務に対する認識を、町長としてはどのように持っておられるのかお伺いをいたします。又逼迫し

たご相談にどのようにこれまで受けてこられたのか。年間何件位ご相談があったか、こういったこともお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 多重債務者問題のご質問でございますけれどもこれが世の中、国に於いても大変大きな社会問題になっているということでございまして、末端の地方自治体でもこのことにやはり取り組んでいかなければいけないということでございまして、具体的に安易に借金をしてはいけませんという形のパンフレットを今後各戸へ配布するように準備をしております。それからやはり多重債務だけでなくいろいろな社会不安が増大している。いろいろな格差社会と言われておりますけれども、そんな中で子供の子育てから或は介護の事、或は虐待の事とかいろいろな相談の窓口を町として持っていくということが大事でありますので特に健康管理センターに専門のスタッフもいるわけでありまして或は又いろいろな行政相談の町内の方で活躍いただいている方の窓口がある。多重債務問題につきましても従って具体的なパンフレットを作成して配布するという準備をしております。具体的に玉城町で何件どんな内容なのかということは掌握してございません。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 町長ご自身がこういう考え方でございますとやはり相談に行くということにはならないのではないかと思います。通告書にも是非この答弁に当たります前に、やはりそちらでもお調べになりご検討頂きたいとこのように思いましたので滋賀県野洲市あるいは愛知県岩倉市、鹿児島県奄美市等の、報道されているということもお知らせさせて頂いたところでございます。是非とも各課総合的な取り組みをしなければならない問題だと思っています。誰か1人がやるというのではなくて野洲市の状況を見ましても各課が総合的に横の繋がりを持って、多重債務に陥った人の場合にはほとんどが国保料の長期滞納であるとか、保育料が払えないとか、給食費が払えない事態が起こっているとか、そういったことがございますので保育所、学校それから税務、住民福祉課といった所が横の連携を取りその中で誰かを窓口にする。そして何人かでチームを組んで横の連携で取り組んでいく。必ずこれには「弁護士さんへ行った方が良いですよ」という助言が必要になるかと思います。そういった対策を役場の中に是非設置してもらいたい。このように思います。他所では既に動き始めています。この多重債務プログラムにつきましても期限を切りまして各自治体が行うようにということが書かれておりまして今のところはまだ準備期間。この多重債務問題改善プログラムでいきますと準備期間になっておりますけれどももう既に取り組んでいる所があるということも申し添えたいと思います。私が何故この問題をここで言っ

たかと申しますと「私は生きていけない。首を吊らなければならない」ということで本当に蚊の鳴くような声で電話がかかる。これが1件や2件ではない。ここ1、2年の間に非常に増えているのです。私は弁護士さんと相談しながらこの問題に取り組んできました。5年6年と長期に借金をなさっている方の場合につきましてはお金が返ってくることに気が付きました。そして弁護士さんの費用を払っても、まだお金が返ってくるということも知りましてこの政府から出ました改善プログラムの内容も見て是非玉城町としても取り組んでもらいたい。1人でも命を落とすことのないように。希望を持って働けるように勇気付けてあげる為にも適切な対応をしてもらいたい。このことを願ってこの質問をいたしたところでございます。最後にもう1度町長さんの今後の考え方をお伺いして終わりたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 多重債務問題につきましてはやはりまず窓口は地方自治体で対応してくというふうにご考えておりましたパンフレットをそれぞれの所へ安易に借金をしないというふうなことの、周知をしたいと思っておりますし、やはりこういうことは大変微妙と言いますか、初期の段階で判断を誤ると大変なことになるということがありますからやはりセクションを決めてある程度専門的にまずは対応していくということが私は大事だと思っております。従って相談者の方のお話を聞く。そして又さらに法律の専門家の方に引き継ぐという体制を町として取っていきたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 政府から出されましたのは金融庁から出ておりました、概ね平成21年末を目処に何処の市町村に行っても適切な対応が行われる状態となることを目指しますというふうに記されておりますので、出来る限り今年中にこの体制を不幸な事態が起こらないように1日も早く立ち上げて頂きたいとお願い致しまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 以上で5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

次に14番 中野勇君の質問を許します。14番 中野勇君

14番(中野勇君) 議長のお許しを頂きましたので通告書に基づきまして質問させていただきます。1件でございますが今後の農業施策についてという事でお尋ね致します。玉城町の農耕地は昭和36年に全国でも早く勝田地区で基盤整理が始まり、その後昭和40年代ピークに50年代にかけまして行われほぼ終了したわけでございます。生産力の向上の為に耕作者が懸命に努力し農業を維持管理されてまいりましたが時代の流れ、変化と共に高齢化、後継者不足又稲作作付面積調整、米価の低迷特に昨年米の方1万3千円を切るという時代になってまいりました。又農業機械価格の高騰、大型化また能率アッ

ブ等によりまして農業に従事する人が減少してきております。近い将来を考えますと農業の維持はもとより農地の荒廃が心配されます。そこでお尋ねします。一番目に玉城町の農耕地約1千500ヘクタールの委託者の面積。次に受託数の現状についてお伺いします。2番目として担い手、これは認定農家の方でございますが。及び法人化についての現状と今後の対策についてどうか。3番目に畑、果樹園等荒廃の所が多く見られるようになってまいりました。今後の対策について以上町長に所見を伺います。よろしくお願ひします。議長(小林一則君)14番 中野勇君の答弁に質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 中野勇議員から今後の農業施策についての、ご質問を頂きました。中野議員におかれましては直接農業の従事或は農政に関わっておられて、まさに現在の玉城町の農業事情につきまして大変ご心配を頂いておられるという事であります。町といたしましても農業立町として、基幹産業が農業ということで発展を遂げてきた玉城町でございますから、やはり施策につきましては重点課題として取り組んでいくという姿勢でいるわけでございます。いろいろな機会にいろいろなご質問をいただいた議員もあるわけでありまして、やはりこの国の施策は次から次へ変わってきておりまして、大変現場では混乱している状況もあるわけでございますけれども、昨年19年からは戦後最大の農政改革と言われる一定規模4ヘクタール以上の担い手に限定する等の所謂、財政支援に限られるという動きもあったわけでありまして、やはり昨年の参議院選挙の結果を踏まえて又それぞれの施策が講じられて混乱している状況でございますけれども、やはりこの玉城町といたしましては、形もございまして特にこの水田農業を主力とする本町の農業振興を図っていく為には有田、外城田、田丸、下外城田のそれぞれの特色を生かして、そして農家が主体的に取り組んで頂く。それを町が支援していくという形を取っていかねばならないと思っております。特になかなか難しい事情が現場ではあるということでありまして、やはり集落での合意形成に基づくところの農地の集積、そして担い手作りに力を入れていく必要があるのではないかと、考えているわけでありまして。昨年約12団体確か480ヘクタールだというふうに思っておりますけれども、農村が持つ所謂、多面的機能の維持向上所謂農地水環境向上対策事業に取り組んでおりますけれども、これにつきましても引き続き町としても支援をさせて頂きたいと考えているわけでありまして。もう一つはやはり生産者と消費者と維持連携ということも、考えていく事が非常に大事ではないかと考えておりました。やはりいろいろな議員からのご質問もありご意見も頂いておりますけれどもブランド化なり、或は地産地消運動もさらに進めていくというふう

なこともあるわけでありませぬ。具体的なご質問頂いている事にお返事を申し上げますと、利用権設定をしております面積が総数で 321 ヘクタールでございます。内訳は田が 314 ヘクタール、畑が 5 ヘクタール、樹園地 2 ヘクタールということでございます。人数について纏めたものはございませんけれども約 120 名程度というふうに思っております。それから認定の農業者数でございますけれども 45 の形態がでございます。内法人組織が 5 つの形態ということになってございます。既に今年になりましてから 1 月に 2 件の審査がございまして既に認定している認定者の方の計画変更ということでございますけれども、さらに本月中には 3 件の審査を予定しているわけでございます。更新が 1 件と新規が 2 件になっております。従って今後におきましてもやはり意欲のある農業者の掘り起こしが必要であると考えておりますし、このことに努力を町としてもしてまいりたいと考えているわけでありませぬ。それと畑、樹園地等の荒廃でございますけれども、もう議員がお気付きのようにその通りでございまして昨年 12 月末現在放棄地が平米で申し上げますと 13 万 4 千平米ということでございます。約 13 町ということでございます。原野化した土地が約 5 万 4 千平米、5 町 4 反ということになります。合計 18 万 9 千、18 町 9 反ということの現状でございます。そんな状況でございましてご心配のようにやはりこの人口が増えたりしている部分がありますけれども、やはり集落或は旧街中での高齢化率が高くなっているというふうな分析が出来ると思っておりますし、このままではさらに荒廃が進んでいくのではないかと危惧いたしております。そのことに地域の方々も今、気付いてきていただいているという状況だと思っておりますこれをこれからどうしていくのか。これは大変重要な課題であると思っておりますけれども、やはり町もそうでありませぬけれども地域の方々も、このことに真剣に取り組んでいただかなければならないというふうな思っております。このことを急ぎたいと思っております。当然のことながらなんとかして農地を守らないと無秩序な開発スクロール化が進んでいく恐れがある。そして周辺の皆さん方に迷惑がかかるというようなことになるわけでありませぬ。しかし一方で条件的に環境が整う所であればさらに農地から都市機能所謂住宅開発、企業立地等の土地の有効活用というふうなことについても、将来の町づくりの為に考えていくことも大事であるのではないかと考えている。そういう考え方でございませぬのでよろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 14 番 中野勇君

14 番(中野勇君) 先程 1 番の件で 321 ヘクタールというようなことで面積の方聞かせて頂いたのですが、もし資料がございましたら去年の数字を教えてくださいことは出来ませぬか。なければ結構でございますが、私は 300 ちょっ

とだというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 申し訳ございませんが資料と持ち合わせておりませんので又後日お示しさせていただきます。

議長(小林一則君) 14番 中野勇君

14番(中野勇君) この結果を見ますと多分20町位増えているのではなからうかということでございますけれども、これ確かに農業離れが発生していると考えます。また2番目の件でございます。この件につきまして町長の方からも言われましたが毎年のように議員の方から担い手の育成、法人化の推進等言われているわけですが、行政の方でやっていただいている事は分かるのですけれど農業に携わっている人が本当に一生懸命になってやっていただいているのかというような気持ちが、あるのかというようなところでございまして誠に申し訳ないのですけれども去年の担い手、法人化伸び率というのは分かりますか。その点お願い申し上げます。戸数的に。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 45経営体と言いますのはそれ程大きく変わっておりません。推移している数字ということで把握しております。

議長(小林一則君) 14番 中野勇君

14番(中野勇君) 多分ほとんど変わっていないと思います。異同がないということでございます。これにつきましても現在農家の方が行政の方へ来て認定農家という受付がなされていないと思うわけでございます。農家の方にしてみれば役場の方へ出向いて「何かやりたいのだがどうだろう」というのはなかなか出来にくいというふうに思います。この点につきまして今までは農協、役場さんまたいろいろかのごとが出されて余り進んでこないということでございますが国の施策でもございませぬ。いずれ玉城町は玉城町でやっていくという時代に来ております。その点につきまして今後行政の方で地域の方へ行って相談をすとかそういうような意向はあるのですか。ちょっとお尋ねします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 中野議員おっしゃるご意見、大変重要なことだと思っております。それぞれの行政の分野の仕事がたくさんありますけれども例えば今農業の施策について、原であれば農家の皆さんにお集まりいただく機会を設けていただきましたならば、担当がお邪魔するというふうな形にしていきたいと思っております。以前から少しそのことに力を入れているわけでございますけれども、これからも引き続きそういう対応をしてみたいと思っておりますので、是非ともこちらからもお話し上げたいと思っております。

すけれども要請もいただければ有り難いというふうに思っております。

議長(小林一則君) 14番 中野勇君

14番(中野勇君) 町長今お言葉をいただきまして報告いただいたわけですが、私としましては現在45名更新される方が1名あるわけですが法人化の方また担い手の方頑張ってみえます。これ以上の面積を担い手の人また法人化の人に持ってくださいというのは大変難しい時代にきております。その点只今も申しましたが、やっぱりいく先には集落で友人とかまた親戚で何か取り組んで、農業農地を守るという事をしていかなければならないというふうに思っております。しかしちょっと考えるといろいろな問題があり一番にお金がかかるわけでございます。こういう点につきまして今後法人また農家組合で出来た時、行政の方から補助金又助成金というようなものは出るのか。出す気があるのかちょっとお尋ねします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今直ちにどうするというご返事は申し上げられませんが、やはり状況を見てその事が今後影響して、農業振興に繋がるということであれば検討させて頂きたいというふうに思っております。具体的な内容があればさらにまた町の予算が伴うということでもありますから、新規施策というふうなことになりますと、議会でも充分ご論議を賜りながら進めていかなければならないと思っております。

議長(小林一則君) 14番 中野勇君

14番(中野勇君) どうもありがとうございます。行政側も本当に真剣になっていただき農家の方もそれなりに真剣になる。一つ担い手又法人化に向けてご尽力を賜りたいというふうに思っております。続きまして荒廃の件でございます。町長言われましたが約19町が荒れてきたというようなことがよく目に映るわけなのですけれども、今更荒れている所は工場誘致とかそういうものに回していただければ有り難いと思うわけですが、今後出てくる問題につきまして私の考えなのですが、農業をやっておられない方に何とかしてそういうような所を少しでも作って頂く。また野菜は1年植えたら半年もしないで採れます。果樹にしましては農地を借りて新たに植えた場合は3年も4年もかかるわけです。ただし農家の方がもう辞めると農事部長さん、役場の窓口が出来ましたらそこへ言ってもらってたまたま農業やっていない方が果樹園をやりたいのだと言うのなら1年目から実がなるわけですね。そういうような役場の対応として、窓口を設定していただくことが出来るかどうかということをお尋ねします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) おっしゃるように今の農村の現状は高齢化、だんだん荒

廃していきっているということもありますし、また一方で団塊の世代の方が退職されてやはり、後自然或は農業と触れあうということも、いろんな地域で取り組みがあるというふうなこともあります。そんな中で県の段階でも特にこの伊勢の農業改良普及所あたりの年間の取り組みの中にも、貸し農園をして農地の有効活用をしていこうという考え方も打ち出されております。そういったことも県ともタイアップしながら町としても地域の皆さん方とおっしゃるように土地の有効活用をどうしていくのか貸し農園なり、或は他の例えば新しいブランドを起こしていくということなりいろんな面で相談出来るような活動をこれからも力を入れてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 14番 中野勇君

14番(中野勇君) ありがとうございます。積極的に取り組んで頂くというふうに私は理解させて頂きましたので、今後共農業施策につきましてご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。最後になるわけでありましてけれども農家の皆さんは今後の農業農地を本当に心配されております。緑の町玉城町、農業の町玉城町を是が非でも維持して頂きたいと思ひます。ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長(小林一則君) 以上で14番 中野勇君の質問は終わりました。

昼食の為、午後1時まで休憩と致します。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。午前に引き続きまして一般質問を続けます。次に11番 野口繁君の質問を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君) それでは只今から町政一般に関する質問をさせて頂きます。まず、第1ですけれども県の発表による2030年の人口予測についてですけれども、これは町長からいただいた資料を元に質問させて頂きたいと思ひます。2番目に町有地の取得状況についてですけれどもこれは度会開発公社を主にいたすわけでございますけれども、町政外ということでございますので主に度会開発公社のことについてとさせて頂く予定でございます。3番目に財産登記についてですけれども、長年いろいろな懸案の未登記の問題が多々あるかと思ひますのでそこで検証させて頂く為に3点をもちまして一般質問をさせて頂きます。

最初に第1といたしまして県の発表による2030年人口予測でございますけれども、今回町長から2月14日に都市計画審議会の席上で玉城町のこう

いう人口の推移というようなことで、いただきましたこの資料に基づきますと、三重県が独自で将来人口を推定されたということでございますけれどもAランクといたしまして川越町136.5%、亀山市115.2%、朝日町105.8%、そして玉城町104.7%、鈴鹿市101.5%、松阪市100.6%、三重県で6地区が人口増というようなことになるような、発表がなされているわけでございます。これは私が議会へ向けて出させてもらいました時には人口1万1千でございます。それ以前にはマイナスの状態だったわけでございますけれどもそれ以降ずっと伸びたわけでございます。特に平成12年におきましては対前年度につきまして15.3%という伸び率があったわけでございます。現在は1万5千というようなことで非常に玉城町は住みやすい町というようなことで推移をいたしているわけございまして、そこで町長はこの県より発表されました認識の元に、どのようにして今後取り組むのかそのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 野口議員からまずは県の発表そして、私が都計審議会又開会冒頭にもお話をさせて頂きました、町の人口推計の数値についてのご質問でございます。説明ありました通りでありますけれども三重県が正式には2月15日に、公表した数値でございます。事前に手元に資料をいただいておりますので、事前の都計審の会議で説明を申し上げたという経過がございます。野口議員からのお話も少しございましたけれどももう少し詳しく説明をさせていただきますけれども、今の県の人口は増加を続けておりますけれどもその伸びは低下している。その内容といたしましては特に自然動態が減少し社会動態が増加しているということでございます。自然動態というのはつまり出生死亡、社会動態というのは転入という形になるわけでありまして、県全体で言いますと、この2005年の人口を100とした場合の2030年の人口がどうなるか。つまり22年先の人口がどうなるかということでありまして三重県が2005年の人口の90%に減少するということでもあります。10%減少するということでもあります。その中を充分分析していかなければならないと思っておりますけれども、今野口議員の説明をいただきました中には、Aランクの人口増の自治体に6つの市町がありますけれどもその他の23の市町は減少の推計にあるということでございまして、特に鳥羽市が現在の約64%、南伊勢町さんが59%、まで減少していくという状況でございます。そういうことが報道されていたわけございまして、これについてどう考えるのかということであります。やはり人口の増加が町の活力に繋がっていくと考えております。もう申し上げるまでもありませんけれども日本

の人口が、2006年から有史以来減少の傾向を続けてきているということでありますから全国各地で土地の荒廃或は昨年生まれた言葉で限界集落、集落の内の半分以上が65歳以上。冠婚葬祭からいろんな伝統行事が出来なくなってきているという深刻な状況もありますし、又新しく20年度の地方交付税の制度の中では、特に限界集落についてのいろんな財政支援やら或は又近隣町でも大変深刻な問題になっておりますところの鳥獣害対策、猿、鹿、猪、これでなんともならないというふうな問題が、全国各地で起こっております、これについての交付税措置も、なされるというふうな状況にもなってきているわけでございます。やはりこの町或は、市というのは人が集まる所に集まるということになっているのではないかと考えております。直接いろんな経済活動にも波及をするということでございます。全国各地で北海道の方でも、大変有名な先進的な取り組みをしていた自治体がありますけれどもやはり現状は人口が減少することによって、それぞれの世帯の負担の割合を上げなければ、その町のいろんな公共料金が維持出来ないという状況が起こっているわけでございます。それが全国のいろんな地域で起こっているというのが現状でございます。従いまして人口増はやはり玉城町が非常に住みよい町だというふうな、評価を頂いてのことではないかというふうに思っております、やはり今後も町内外の皆さん方に玉城町の良さを理解してもらえるように、努力を続けていかなければならないというふうに考えているわけがあります。しかしこの人口増加の中の分析をしっかりしていかなければいけないと思っております。ただ増えるだけということではありませんでして当然のことながら高齢化率20%でありますけれどもこれは増加していく。人生女性の方で85年と、いうふうな日本は長寿の世界の一番ということになっているわけありますので、財政の状況の中を見ましてもやはり扶助費の増が表れてきているような状況になってきているわけあります。従ってやはりいろんな面で安心して暮らしていただける為の自主財源の確保、特に産業振興、企業誘致このことにも、積極的に取り組んでいかなければならないと考えているわけでございます。そういう考え方を重点に置いて今後議員の皆様方のさらなるご理解を頂きまして、町政推進をさせて頂きたいと考えているわけでございます。よろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 町長の心構えですかお聞かせ願ったわけでございます。実は町長、この前資料をもらった時に都市計画の審議会の席上におきましてこの発表をされまして有り難い町だということで、その都市計画の道路の設置の時点でも町長は道路の必要性を認められたわけでございます。道路につきまして土木課長は議会へ向いて都市計画路線につきまして2車線にすると

というようなことで報告なされまして、それを後でまた都市計画の審議会がなされまして2車線の実施決定されたわけでございますので、この効果につきましては、決定したばかりのものを今更動かすわけにもいけないと私は思うわけでございます。それで町長、この人口増で例えば新田町周辺で人口増と共に家を建て固定資産税を頂きます。荒れ地や農地から一気に宅地としての評価というようなことで、今年の予算書を見て頂きましても固定資産税の伸びがものすごく大きい。当然新しい家を建ててもらいましてそれに見合う税収を頂き、佐田山の区画整理をしたおかげで非常に伸びたわけございまして投資的経費としては一時大変だったが伸びゆく玉城町には結果的には良い町づくりになったかと私は思うわけでございます。そこで町長、私2番目の項に入るわけですがけれども玉城は優良企業がございまして。私は平成12年の合併以来玉城町には良い企業があります、人口はかなり伸びます、税収入はありますと絶えず言ってきたわけでございますけれども、折角玉城町へ住んで頂きまして、果たして玉城町の企業が町民を受け入れてもらっているかどうか。本当にミマスの辺り信号機なり私の方の信号機辺りでも外周から来ていただく従業員の方で、ものすごい数珠繋ぎで止められるわけでございます。ほとんどが我々のこの町の優良企業へ向いて来ていただくのは、外部の方で、市町村民税は外部へ向いて落とされると、というようなことございまして、玉城町に折角企業がありながら玉城町の方を雇用してもらうのが私は筋だと思っております。特に松下電工に来てもらったのは本当に非常に恵まれた町というようなことで、いろいろな経過は町長も聞いてもらったかどうか分かりませんが過去の経過もあるわけでございます。そのような中1人でも多く来てもらった方を裕福にする為には企業にお願いいたしまして玉城の人を雇って欲しいというようなことを、お願いするわけでございますけれども、現在どのように玉城町の方が就職されているのか調べていただくようお願いしてありますのでご発表の程お願い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) ご承知のように松下電工、美和ロック、京セラミタという大企業が立地していただいて、さらに中小企業の企業さんもあるということでございます。全体私がいろんな機会に申し上げているのが昼間人口で約4千人の方が町外から玉城町へ働きにお越しにいただいているとこういうことを申し上げております。個々の企業の数値までは申し上げるということになりますといろいろ支障がありますけれども、京セラミタの企業報告会にもそれぞれ議員さん議会としてご出席をいただいて、説明を受けていただいているわけでありましてけれども約10%から15%の方が玉城町から、例えば松下電工さんでありますと約15%前後の方が玉城町から働きに行っておられ

るということです。今正規の職員さんが約千名と聞いております。その内約10数%。さらに全体ですといろんな人材派遣とか、或は又他の工場からというふうな応援があるということで全体約1500名の方が働いておられるというふうに伺っております。もちろん昭和46年に松下電工が立地していただいた。或は美和ロックが確か平成3年ということでもあります。そういうふうな町との話し合いの中では、当然地元の若い方々を優先して採用して欲しいという申し入れもしていただいているというふうなことで、伺っているわけでありまして、私も美和ロックに当時関わっておりましたからそういうことは承知しているわけでありまして。今回の京セラの皆さんにつきましても、拡張に関して町内の若い方々を優先して雇用したいという考え方を持っておられるわけでありまして。ただいろいろご要望は私の方へもいただいておりますけれども、会社の一つの採用基準というふうなものも当然あるわけでありまして実情は製造業の会社でありますから極力専門課程、例えば工業高校しかもその中で学校推薦の上位にランクしている生徒さんを求めたいということでもありますからこれは一定基準の中の一つのハードルがあります。それに合致する生徒さんでなければならぬのは、どこの企業さんでも同じ事だと思っております。しかしそんな中に優秀な玉城町のお子さんがある場合には、優先して是非お願いしたいということは申し入れしている状況でございます。そういうことでありまして今後もやはり地域の若い方々が出来ただけ大企業が立地していただいている町でありますから、町内で働いていただくような、そういう努力も町として引き続きしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) いろいろと当初松下電工さんに来てもらう時には玉城町の方々を最優先するからということだったわけでございます。各企業共そうであろうかと私は思うわけでありまして。なんとかしてたとえ1人でも2人でもこの町の企業さんをお願いしまして、これから伸びゆく玉城町の為には最大の努力をしてもらうのはやはり企業ではなからうかと思っておりますので、その点充分認識されまして今後取り組んで頂きたいと思っておりますので、町長ばかりでなしに、関係の課長あたりも機会がありましたらその点お願いしたいと思っておりますので一つ認識の程よろしくお願いしたいと思っております。これにつきましてはこれで終わらせて頂きます。

次に町有地の取得状況でございますけれども、これは実は私が何故こういうことを質問させてもらったかと言いますと、実は先だって農政局から宮川用水にかかる国有地の取得につきまして1回立ち会いして欲しいというようなことで会いましたところが宮古地内の鉄砲塚山林側の726の23番地が

度会土地開発公社の名義になっていると。何故こんな所に開発公社の名義があるのかということで私は調べたわけでございます。平成8年2月28日に開発公社に向いて買収されたというようなことで、早速担当者の方へ聞きましたところ「そんなもの私の台帳にありません」というようなことでございます。そこで質問させてもらう前に町と開発公社は密着なわけでございますので現在の組織がどのようにして構成されているのか。玉城町単独で開発公社を設立されているのか、又二見町とか度会町がそのまま入っているのか。規約の改正はされたのかその点からお聞かせ願いたいと思います。理事長が担当者でなかろうかと思うのですけれど、その点一つ先ず以ってお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 度会土地開発公社の組織についてですが、只今度会町と玉城町の2町で構成しているところでございまして、以前では当時の南勢町、二見町等もこれに含まれていたところでございますが、平成17年に規約改正いたしまして現状の組織となっております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 報告書でただただでございます。今回も19年6月12日に町長の方から、度会土地開発公社の経営状況についてということでいただいたわけでございますけれども、その中は当年度の売り買いだけでございまして後の一覧も何も無いわけでございますので、そこで勉強する為に担当職員に1回試算表を作ってもらいたいということで課長も知っていると思うのですが私いただいたわけでございますけれども、その中に度会開発公社として所有している所は8件と思うわけございまして、その金額が8千698万9千498円。これは20年3月末の数字であろうかと思うわけでございます。そこでこれお尋ねしたいのですけれど金利が1.48%とか1.1%2.15%1.3%1.1%2.1%1.1%とかというような金利で買っているわけですが、町は何年で償還されているのかその点お聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 議員既に資料お持ちというようなことでございますがここに借入年度といったことで表示してございます。この借入期間につきましては10年ということで債務負担をお願いしまして、これに基づきまして10年間の借入を致している所でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 10年間経ちますと度会開発公社のものではない。玉城町の所有になるわけですか。その点どうですか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) この点議員おっしゃる通りでございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) そうなりますと私法務局で調べたわけですけどもこの宮古の辺りは平成8年ですか、買ってから既に年が経っているというようなことで、これは私が指摘しなかったら恐らく登記もそのまま放っておくのではなかろうか。それでもう一つお聞かせ願いたいのは、私の記憶があいまいかどうか分かりませんが、田丸小学校の用地の為に御園の方から玉城の方へ買って当時ものすごい金額でした。それが今回緊急避難道路の用地に接していると思うのですがそれは既に町有地になっているのかどうか。町長よく分かっていると思うのですが。覚えがあるのではなかろうかと思うのですが。覚えがあるのではなかろうかと思うので、そういう所はもう既に町有地になったか。それこそ古いものでございます。何十年も経ったのではなかろうかと思うのでどうですか。覚えありますか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) まず第一点目の事についてですが町の所管終了しましたものにつきましては、出来るだけ早く所有権移転につきましても町名義にするべきそのような措置を取っていきたいと考えております。ただおっしゃる部分につきましては農地でございますが、これにつきましては只今償還は完了致しておりますが、登記名義は度会土地開発公社になっております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) それだったら度会開発公社の財産としてまだ残存はゼロにしても載せておくのが正しいのかどうか分かりませんが。町は登記をしていない。農地だと道路部分は買収されて残ったのは農地であるが為に玉城町へ向いて所有権を移転出来ない。たくさんの物件が出てくると思うのですが未登記の部分の一覧表は後日出来ますか。どうですか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) これにつきましては度会土地開発公社名で只今登記名義が残っているものについて、集約は正確に把握することが出来ますのでその調べに基づきまして、まだ以前のものか、工事中のものかそういった整理を付けてははっきりしてまいりたいと考えております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) すごい件数になるのではないかと私は思います。これ放っておいたらとんでもないことになるので、この際整理して順次解消しない限りは、先だつての妙法寺の下水道処理場の問題でもうちが指摘してこそ初めて分かって登記を完了したわけでございますけれども、膨大な費用がかか

る。そこで私が言いたいのは、今年の当初予算に4千万円の債務負担行為、20年から29年かけての補償があるわけですね。そして今年の償還金が884万3千円。それで利子が75万1千円。これで約1千万の金が今年開発公社に払うわけです。現在このようにして登記も放っているということです。町長、金が苦しい、苦しいと開発公社に委託して10年間で徐々に返したら良いではないかということですが、これからは先どうですか。金利がこんなパーセントではないと私は思うのです。報道聞きましたのでは先だって金利を農協なり百五銀行に聞きましたら預金4%という金利。開発公社へ向けて債務負担行為で今年の予算を見ておられるのが金利4%ということになりますと金利倒れになる事態が発生してくる可能性があるのです。今後は切り詰めて開発公社を利用せずに町で直接買収しないと、開発公社にお願いして登記の方でうやむやになってしまっていて、何が何か分からない部分が出てくるといけないので、近い内に出来るものなら予算範囲内で開発公社にせずをお願いしたい。特に小俣あたりは開発公社を利用しないということであり度会町も1件も入っていない。利用していない。玉城町だけが開発公社を利用しているということで、出来るだけ来年あたりから開発公社を利用しないで町費でもって買収することが出来ないかどうかお尋ねします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 土地開発公社について野口議員もお尋ねいただいておりますし、ご理解いただいている議員の方もお見えでございますけれどもこのことも少し触れたいと思いますけれども、公有地に拡大に関する法律に基づきまして地方自治体が土地開発公社を作って、そして公共用地を将来の為に先行取得して用地を確保していこうというのが主旨であります。従来から町がいろんな太平洋フリーディングの用地或は、又今回の中楽・朝久田線の用地なり大きな事業についての先行取得を地権者の方からしてきた。それが事業によっては又町としては買い戻して、補助対象として補助金を受けて有利な形で町事業を進められるというふうな制度でございまして、努めて野口議員のおっしゃるように、土地開発公社を利用せずに町費で賄うということの予算組みが出来るということであればそれが一番理想ではないかとこんなふうに思っているわけでありまして、ただ玉城町の場合は大きな将来の町づくりに関わります幹線都計道路の計画を、進めなければならないということになっておりまして、それらもやはり将来を見通してのことでありまして、どうしてもこの制度を活用した形で進めるのが一番効果的だというふうな判断をしているわけでありまして、理想は出来るだけこの公社活用を抑えて当年の所謂、町予算において手当をしていく事が一番理想ではないかと思っておりますけれども出来るだけ財政の健全化をまず一番念頭におきながら今

後も極力抑えることを考えていますのと、やはりこのいろんな登記関係の事務の整理、公社関係につきましては全て報告も申し上げておりますけれども、整理がなされている。そして事業完了に当たっては後町としての処理というふうな形になっていくという事でありますのでご理解を賜りたいと思います。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 開発公社に買い上げてもらう時には道路なら道路で部分的なものを開発公社にお願いするのか、それとも例えば千平米ある中で道路が100平米しか使えないというような時、この100平米ともに開発公社は買い上げているのか。詳細につきまして8件開発公社の現在の所有している物件の中で1筆買いをしているのが果たしてあるのかどうか。部分的な面積ではなかろうかと私は推測するわけでございますので、その点分かりましたらお答えの程お願い致します。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 公社で買収いたしますのは只今町長からのお答えいたしておりますように、例えば路線延長が長いといったことで、単年で買収が困難な場合、もしくは事業の計画上で先行買収が必要な場合、この公社を活用しているところでございますが只今議員おっしゃいました8件と言いますのはこのお手持ちの表につきましては年度別に区分したのが8件で挙がっているということでございまして8筆とかという表示をいたしているものではございません。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 主旨はよく分かっています。開発公社についてよく分かっているわけですがけれどもいろいろ先々に膨大なる借金を負う。お尋ねしますけれども、現在課長が把握している未償還の部分の金額はいくらになるのですか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 本年3月末の見込みでは8千698万9千498円。これが未償還残高となっているところです。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 私もその数字と全く同じでございまして何年先とかそういうことではなしに、14年から残っているわけございまして道路というものには本当に限られた面積でございますので、何年経とうがそれだけ必要な面積だけしか買ってもらっていないということでございますので、出来るだけこれから先金利が上がると思いますので、努力していただきまして直接町から買ってもらうような形を取ってもらいたい。そしてもう一つお尋ねしたいのは中角の投棄場を3千83万5千544円で開発公社に買い上げてもらって

いるわけでございますけれども、今後これを何年先でそれを活用するのか。この契約は町長がするのであろうと思うのですけれども、どういう見通しになるのかお尋ねしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 以前から町の粗大ゴミ処理場としてお借りしておりました中角の用地につきましては、ご承知のように町として買収させて頂いたという事でございます。これからの活用についてどうしていくのかは今考えておりませんけれども、やはり公共用地としてなんらかの活用が出来るのか。ああいう埋め立ての土地でございますからそこに支障のないような形の、何か民間の方が張り付けていただくことが出来るのか、今後の検討課題としたいと思っております。しかし農地としての復元という当初のお話もあったわけですが、やはりいろんなその際の財政負担等を考えてご提言をいただく中で、町として町有地に取得させていただいたというふうなことであります。今後検討をしてまいりたいと思っております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 中角の投棄場の金利はもう2.15%という事で、この中では最高の金利でございます。20年度からどれだけ金利が上がるか分かりませんが、時代が時代ですので出来るだけいろいろ工面していただきましてこれからの買収は二度手間のない方向で進んでもらいたいと思っております。

時間がございませんので3番目の財産登記についてですけれどもずっと大昔から外城田川の2級河川の昇格の為に何故出来なかったということは、よく認識してもらっているのではなかろうかと思うわけでございますけれども、そこでお聞かせ願いたいのは、まず担当課でどれだけ未登記のものがあるかを報告願いたいと思っておりますので一つよろしくをお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 登記の関係のご質問でございますけれども昭和50年度以降道路用地として買収しているものにつきましては、契約後直ちに登記処理を行っているという状況でございます。先程外城田川2級河川昇格のお話もございました。一部に外城田川の所謂排水河川改修の時点での未登記の部分があるという経過もあるわけでございますけれども、これも多気或は、伊勢との3市町で協議会を作って県も入って処理していこうというふうな手続きが進んでいるわけでありまして、今までの公共事業全てが登記完了しているというわけではないので努めて判明した時点で、関係する皆さん方と協議の上で処理をしていかなければならないと考えております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) もう何十年と経つわけで、恐らく昭和42、43年当りに工事が着工されて完成しているのではなかろうかと思います。2級河川に昇格の時にこれがネックで玉城の部分は昇格出来ないというようなことがあったわけで県に移管すれば玉城町も助かるわけでございますけれども、今日話をさせてもらって初めて目を覚ましてもらったような形なのか、それともやった記憶があるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) この外城田川の未登記に関しましては先程町長答弁の中にありましたように3市町が協力して対策するというので今私共としましては、土地家屋調査士に依頼をしまして順次進めさせて頂いております。まだ完了といった所までは至っておりませんがそういった協議会の中でそういった費用の負担もしながら進めている。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 完了すれば県の2級河川に昇格出来るのですか。見通しはどうか。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 2級の昇格に関しましては、現在外城田川大橋から上流につきまして久保井堰又佐田井堰を通っているということで、農業への水の利活用といったことで施設がございます。そういった所の整備又今後の有田地区でやっておりますパイプラインそういった状況のもの全て整備した上で協議ということになると思います。ただ現状のところといたしましてはそういった水の活用施設があるといったことで、若干難しいのではないかというふうに思います。先々はそういったことで県管理をお願いしていきたいと考えておりますけれども、現行すぐにそういった体制が取れるかということにつきましてはまだ相当時間が必要というふうに思います。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 最後課長が言われましたようにパイプラインに有田地区はなるわけでございます。そうなりますとパイプラインには必要ないしそれに又大橋の所ゲート自体も不必要と言うか水位を下げてても良いような形になるわけでございますので出来るだけ外城田川の登記をしてもらいまして、わざわざ予算の中にも2級河川昇格委員会ということで毎年してもらっているので出来るだけ昇格をお願いしたいと思います。ダイヘンがこちらに向けて水を流さないのも無理な点もあろうかと思いますが、町長としてもこの件につきましてもう1回新たに認識していただきまして取り組んでもらいたいと思います。只今50年からこちらの分登記は済んでいるという形でございますけれども、それ以前のもはどこにどうなっているのか分からない

のですか。どうですか。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 50年以前につきましては皆目分からないといったことではございません。ある程度把握している部分もございます。把握している部分又把握出来ていない部分といったことでございます。ただ先程の町長の答弁にもありましたように、道路の管理に関しましては私共境界立ち会いという担当もさせていただいております。そういった中で判明する。又、当事者の方から登記について再度確認してくれといったような申し出がありましたものにつきましては、調査させていただきながら未登記と判明した段階では、即刻対応させていただくような体制で進めさせていただいております。それと50年以降の未登記と言いますか買収に関しましては契約後直ちにとということでご説明申し上げましたがその中で一部近畿自動車道にかかります所の工事用道路、これにつきましては未登記があるということで私共充分把握しております。ただこの未登記処理につきましては相当に時間が必要ということで今現在把握しております。それと言いますのが平成5年から7年にかけて不動産登記法の法改正がございます。そういった中で当時の測量図がそのまま使用出来ないといった改正がされておりますので、それにつきましては関係者の理解を得た上で再度の測量、又そういった手続きを行っていきいたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 町長、あなた新しい約束をしてもらったわけですけども新田町の竹岸の用地はどのようにして登記されるのか。戻す、戻さない、その問題を1点お聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 竹岸用地につきましては7割・3割の約束になっておりまして、整理する為に努力するという考え方を持っております直接担当がそれぞれの地権者の方に折衝に当たっているということでございます。いろんな地権者の方、それぞれにお考えが異なっているという状況でございますが、少し時間がかかりますけれども、このことの処理に努力してまいりたいと考えております。周辺の所謂、区画整理事業の準備委員会が解散し昨日も請願についての採択をいただいていると、いうふうな事情もあるわけでありまして、これからのあの地域への所謂道路整備を含めたところの環境整備の為に、このことについても整備していかなければならないと考えておりますので、今後も折衝に当たっていきいたいと考えております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 新田町の登記の問題ですけど仮に道路を着手するとな

りますと又非常に難しい問題が発生するので、出来るだけ早い機会にしたってもらわないと、こじれにこじれて細かい細い6mとか位しかないのそこで3分の1持っているとかそんな問題が出てきた時に非常にトラブルが発生しやすいと思うのでそれは出来るだけ早く対処して欲しいと思います。いろいろお聞かせ願いたいわけでございますけれども、後の方もありますのでこの辺で終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君の質問は終わりました。

次に4番 高木市郎君の質問を許します。4番 高木市郎君

4番(高木市郎君) 議長のお許しを得ましたので通告致しました2点について質問致します。まず始めは平成20年度の町政方針についてです。2つ目は田丸駅周辺の活性化ということについてお尋ねしたいと思います。1つ目の質問には3つ程ございましてまず始めでございますが、町長は昨日冒頭に施政方針を示されました。私の質問と重複する所があるかと思いますがその点はよろしくお願い致します。さて今日の中日新聞の朝刊に『暮らし満足度 1の玉城町の町づくり』というようなことで新聞に出ております。私はそのことに関してまず一番目に質問したいと思います。町長は2年前に5つの施策、公約を掲げられて暮らしの満足度 1の玉城町を作っていくのだということで選挙に出られ見事当選されました。早2年が経ってきたわけでございます。果たして町民の皆さんの暮らし満足度は良くなったのか。少し良くなったのか、変わらないのか。大変難しい問題ではあるかと思いますが町長はこの事に対してどのように認識をされておられるのか、お尋ねしたいと思います。それからこの暮らしの満足度を計測するということは、大変難しいことだと私は思います。町長はどのような物差しで暮らしの満足度を測ろうとしているのか。その辺お尋ねしたいと思います。それから2つ目ですが当町には委員会だとか審議会、協議会いろいろございます。その中でも町づくりの改革審議会というのはより関心の高い重要な会議であろうかと思っております。会議に対して町長は諮問をされて答申書が出ていると私は思っております。その答申の内容が平成20年度の予算作成に反映しているのではないかというふうに私は思っておりますが、その辺のことについてお尋ねしたいと思っております。それから3つ目でございます。町長は選挙の時のその5つの政策の一つの中で自主財源の確保に努めて、財政基盤のしっかりした町づくりを目指しているというようなことで掲げておられるわけですが、どのような施策をもってやられているのか、その具体的な事と成果はどのようなのだろうか。もし数値が出ましたらその辺のことについてもお尋ねしたいと思います。その点よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 質問の途中でありますが10分間休憩します。

(午後 1時58分 休憩)

(午後 2時 8分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

4番 高木市郎君の質問に対し答弁を許します。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 高木議員から平成20年度の町政方針についてのご質問を頂いております。特に施政方針なり私が掲げております住民満足度についての認識のお尋ねでございます。それぞれ個々に価値観の違いがあるのだというふうには思いますけれども、まずこの世の中の状況がどんなふうになっているのかということ、充分認識していく必要があるのではないかと考えております。つまり都市と地方の格差がある。そしてそれがどんどん広がっているという現状が全国各地であります。さらに青少年の非行から毎日のような犯罪が起こっているということでありまして、所謂社会不安と言いますか生活に不安を抱えているという世の中になってきているわけでありまして、これにどう対応していくかということが必要であるわけでありまして、掲げておりますように玉城町に住んでいただいて、住んで良かったと思っていただけるような、つまり安心して暮らしていただける町づくりを進めていくことが必要だというふうに思っているわけでございます。快適で安心して過ごすことが出来るかどうかということ、これが満足度に大きな影響を与えるものではないかと考えているわけでございます。いろんな面でのインフラ整備或は、ソフトの面での施策の充実というようなものも当然でありますけれども、やはり今の時代人と人との助け合いや或は物の豊かさを追い求めるあまりに、心の豊かさがなおざりにされてきているような問題が起こっているという時代でありますから、やはり支え合う住民同士の信頼感が持てる町づくりというのを、築いていかなければならないというふうに思っているわけでありまして、そんな中で描いておりますのは子供たちが元気に、そして高齢者の皆さん方も元気に過ごせる町を、将来像として描きたいと思っているわけでありまして、そんな中から子供たちがこの町に愛着を持ちそして誇りを感じながら成長していただけるということになるのではないかと考えておりまして、お陰様で玉城町の場合には、そうした将来に夢や希望を持てる町だというふうに思っているわけでありまして、これからも地域の人々がそれぞれの所で頑張っているという、そういう町づくりを進めてまいりたいというふうに考えているわけでありまして、特にこの町の将来計画の中でも協働の町づくりというのをうたっているわけでありまして、確か平成

12年地方分権一括法が国に於いて施行されまして、それぞれ地方で出来る事は地方で自主自立の町づくりを進めていかなければならないということでありました。そんな中で市町村合併も進められてきたということでありましたけれども、ご承知のようにいろんな紆余曲折がありまして、玉城町は当面単独で小さな町でありますけれども、隅々までいろんな施策が行き届いている町づくりを進めていこうということによって皆さん方のご理解を頂いているわけでありまして、しかし先程の前段の議員の方からのご質問ございましたように、大変従前からの地域の良さ、人との繋がりが、少し希薄になってきているというふうな感じもしているわけがございます。もう一度地域の皆さん方との心の繋がりといいふうなものを取り戻していく。そして地域のコミュニティーの機能をさらにアップしていく取り組みがあるというふうに感じているわけでありまして、行政でいろんな施策や、いろんな事務事業は当然責任として努めさせて頂いておりますけれども限りがあるわけでありまして、住民の皆さん方で出来るものは住民の皆さん方でやって頂く。そしてそれぞれの立場で、自分達で出来る事は自分達でやっていこうという意識を住民の皆さん方一人一人にお持ちをいただいて、そしてさらなる町の発展の為に努力していかなければならないというふうな考えられているわけがございます。まずそんな意味で企業にいたしましても、或は又この町に移って頂きたいという形の気持ちを持っていただく為にも、いろんな施策の一つひとつの充実とさらに住んでいただいている方々が、この地域を守っていただくというふうな意識を高めていく為の一つひとつの取り組みを進めてまいりたいと、こんなふうな考えているところでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。もう一つは委員会や審議会の関係で、答申の部分についてもここでお答え申し上げますと就任直後に町づくり戦略会議を立ち上げて頂きました。町として必要なことは一つひとつスピーディーに取り組んでいかなければいけない時代であるというふうな認識の元にご提言いただいております、この提言の内容につきましても議会でも報告申し上げ、ご覧いただいている部分もあるわけでありまして、既に取り組みの出来るものにつきましては平成18年度から予算をお認めいただいて進めているということでございます。例えば18年度は田丸城築城670年の事業を実施いたしましたけれどもこれは提言の南勢の地域で唯一城郭としての形態が残っている田丸城址をもっと有効活用する必要があるのではないかという、提言に基づいての取り組みでございました。それに賛同いただいて延べで約1万人の皆さん方の参加を頂きまして記念事業として1年間通して開催させていただいたことでもありますし、さらにこのことが一過性ということで終わるイベントではなくて現在も毎週日曜日にはお城の周辺を歩いていただいております健康作り、或は又お城の環境整備の為に植栽事業も取り組んでいただいておりますということで、大変住民の皆さん方の

活動に感謝しているわけでありまして、その事業につきましても平成19年度も引き続き取り組みをしていただいております、約700の方がご参加をいただいた田丸城址のクリーン作戦を始めいろんな取り組みもさせて頂いているという事でありまして。省略をさせて頂きましても小中学生或は高校生、社会人の皆さん方のお堀の浄化、環境の取り組みもそうでありまして。さらにもう一つは「玉城応援団」の設置についてのご提言を頂きました。これにつきましては平成20年度にふるさと納税制度が今現在国会で審議中でございますけれども、この導入につきましても昨日も協議会でも少し説明申し上げましたけれども、是非全国各地からこの玉城町を応援してあげようという皆さん方にご協力いただくような或は又、それをもって町の素晴らしい自然景観や或は、特産品をPRして町の情報発信をしていこうという考え方を持っているところでございます。それから3番目に提言いただいております玉城版コミュニティーの育成についてです。これにつきましてはやはり先程申し上げましたように、地域の連帯感が希薄になってきている時代でありますから、もう一度地域の良さを見直していく必要があるのでありまして特にこのご理解のもとに19年度から農地水環境保全向上対策事業を集落で取り組んで頂いております、小さい子供さんから高齢者の皆さん方、一緒になって地産地消の食事会を始め或は又水生植物のいろんな勉強会を始め熱心な取り組みがあって、この内容も先般の元氣玉城まつりには、環境の取り組みから地域作りをしていこうというテーマで開催させて頂きまして、大変な成果が上がりつつあるというふうに認識しているわけでありまして。さらに少し施政方針でも申し上げておりますように平成20年度から、地域担当性を導入いたしましてやはり地域の皆さん方と同じ目線でそれぞれの地域の行政課題を共有しそして町の発展の為に一緒になって取り組んでいく。これをきっかけといたしまして職員が集落へ出向かせていただく地域担当性、三重県では玉城町が第1番だと思っておりますけれどもそうした取り組みを進めたいと思っております。もう一つは福祉バスの利活用についても先般提言を頂きました。これも20年度以降で検討していくようにしております。出来るだけバスの有効活用が図られるように努めてまいりたいと考えているわけでありまして。他にもいろんな審議会がありますけれども、審議会でご答申して頂きます事を一つひとつ尊重申し上げて、町政運営に反映させて頂きたいというふうに考えているところでございます。何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。もう一つは自立した財政基盤の町づくりを目指しているがどうかということでございます。このことにつきましてもやはり職員自らが町の将来の為に、今何が必要なのか大変職員のモチベーションが高まっております三重県でも大きな市に匹敵する程の福祉のいろんな研修、講座の取り組みも進めておりますし、さらに又先般申し上げましたような全国でも先駆けて

のクレジットカードの導入もそうでございますけれども、所謂町の税収の確保の為の行政サービスの改善、或は徴収部門での連携の強化、こういうふうなことも財政の面で必要なことでございます。特に玉城町だけではなくて今財政基盤の良い優秀な財政力の高い自治体程このことに関心を寄せておられまして、玉城町にご視察にお越しにいただいているという状況になってございます。このことも引き続き今後も努力していきたいと思っておりますのと、さらになんと言いましても企業誘致の推進を図っていかなければならないということでございます。大変重要なことございまして企業の経営者、会長始め社長が私の方へお越しになられてやはり町としての評価をいただいております。従業員の皆さん方がこの町で働いて頂く。そして住んで頂く。そして町が安定しているということを、大変評価したいというお話を直接賜っているわけございましてこのことにも努力をしてまいりたいと思っております。その他財源の確保につきまして精一杯努力をしていくこととやはり内部経費の見直し。削減するものは削減しなければいけませんし、或は将来を見据えての教育や福祉の部分につきましては、極力その財源を確保していかなければならないと考えておりますので、そういった考え方で行財政運営を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 4番 高木市郎君

4番(高木市郎君) 今町長の答弁の中ではいろいろのこと頑張っているから住民の皆さんは満足しているはずだと。私は本当に満足だろうかその物差しはどうかという端的な質問をしたはずなのですが、いろいろな施策なり成果なりのお話をされたわけでございますが先程の前段の質問の方にPDCA、プラン デュー チェック アクションが大事だと町長言われました。所謂チェックする事が大事という意味においては、私は本当に自分の政策に対して住民の皆さんが満足したのかどうか、満足度 1と今日の新聞にも出ております、町長が大きな柱にしておられるところの結果はどうなのだというのを今お聞きしたのですが、その点如何でしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 個々の住民の皆さん方価値観が違いますから満足か満足でないかというふうなことはそれぞれだと思いますけれども、そういう満足度のアンケートと言いますか調査はまだ実施しておりませんのでどういうふうに評価されておられるか分かりませんが、やはり私に直接ということではなくていろんな面からの情報が入ってまいりますのに、非常に良い町だというお話も多いということであります。一方ではまだまだ整備が遅れている所も当然あるわけでありますから、町の強い所をさらに強めて弱い所を自制していくというふうな町づくりは必要だというふうに認識しております。

以上です。

議長(小林一則君) 4番 高木市郎君

4番(高木市郎君) おっしゃるように満足度をはかるというのは個人差もありメンタルなものだということもおっしゃったわけですが、私も大変難しいのではないかと言いましたけれども、私は割と簡単ではないかというふうに考えております。そのことをちょっと提案としてさせていただきます。満足度というのはアンケートを取れば良いと端的に思います。年1回アンケートを取る。満足度について少し良くなった、良くなった、分からないというレベルのことではなくて玉城町の利便性はどうだとか安全性はどうだとか、公共性はどうだとか、経済的だとかそういうものをいろいろ項目に上げて、それに対して満足度に丸をしてもらうというような方法で、満足度というのは取れるというふうに思っております。その満足度以外にこういう町づくりをしたいとか町民の皆さんの望みがあるでしょう。要望だとかいろいろそれも同時にアンケートに取るというような前向きな姿勢もあって良いと思いますし、それでどういうふうに具体的にやるのかということは『広報たまき』を利用してその2ページぐらい切り取りにしてそこを使うというふうになれば良いと私は思っております。回収はどうするかという大きな問題があります。『広報たまき』は今4千500出ていないのでしょうか。かなり出ていると思います。この回収は先程から何度もお聞かせいただいている又3月1日付の中日新聞にこれまた出ております、玉城町は町職員の地域担当制というのを取り入れることになっております。この地域担当者がそのアンケートを回収すれば良いと私は思っております。これが職員さんには大変苦労だと思うのですが回収率の目標ということも決められるし、それを競争のようにも出来るし、或は又回収率の評価というものもそういうことも考えないといけない。町長がよく今まで言っておられる施政方針にも出ております語らいの場、コミュニケーションの場を作りたいとこういうことを言っておられる。回収する時に職員さんが行ってアンケートを見て話し合いが出来る。そういうきっかけに充分出来るというふうに思います。4千何百という大変な数字ですが新聞によると75名の方がそういうことをやるということになりますと50、60軒の担当ということになるのかと思いますけれどもすぐ1日の内に集めて来いというわけではないのですから1ヶ月位かかって集める気ならそんなに大変な問題ではないと私は思うわけです。本当に町長が今言っておられる地域担当制とか満足度はナイスタイミングだと私は思っております。突然ですが町長この考えに対してどういうふうにお考えですか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 高木議員おおせの通り、町政はやはり住民の皆さん方が

主役でありますから、住民の声を町政に反映するという形でなければならぬわけでありませぬ。玉城町総合計画というのは議会で議決を頂いてもうご承知の通りであります。それが平成22年度をもって終了するということになります。次の第5次の玉城町の将来を描く総合計画を作らなければならぬということになってまいります。従いましてその直前の年には当然のことながら住民の皆さん方にアンケート調査なりでお声を求めてそうして住民の皆さん方が主体になった形の、町の将来展望を素案として作って頂くというようなことにならなければならぬと思っております。従いまして具体的に、そうしたことのご意見を聞く機会が出てくるというふうに思っておりますし、まずはそれまでに出来ることを進めていく必要があるなというふうに思っております。今自治体に何が求められているかというふうなことを考えなければならぬと思っております。冒頭申し上げましたように地域格差や社会不安ということも広がっておりまして、将来に展望が持てないという時代になっておりますから、やはり住みやすい環境或は又働きやすい町、子供を育てやすい町づくりというふうなものを考えていくことにならなければならぬわけでありまして、全国各地にいろんな事例がありますがそれならそれを真似してやれるということではありません。玉城なりにどうしていくのかということを考えていかなければならぬと思っております。従って一つひとつの企業立地や環境への取り組みをしていくという事。少し時間がかかります。息長くまずは続けていくことが大切ではないかというふうに思っております。そんなことでその段階では住民の皆さん方の声を聞きながら、そしてこれからの将来の町づくりをどうしていくのかということは当然必要な時期が来ます。その準備もこれから進めていかなければならぬというふうに考えております。よろしく願致します。

議長(小林一則君)4番 高木市郎君

4番(高木市郎君) 満足度の問題、ひとつ私の提案も充分検討して頂きたいと思っております。2つ目でございます。審議会の答申書の問題ですが一応いろんな行事に反映しているはずだというような感じに受け止めました。しかし私共議員としてこの答申書はもらっておりませぬ。審議会の答申書は2年前にもらったと思うのですが。これは審議会の答申書は執行側の問題であって議員としては言えないという判断をしております。しかしこれはやっぱり良いことだから議会ともはかって執行部とまた議会と一緒に協力しようということであれば、そういう問題があればやはり答申書は議員にも配布していただいて、そういうことを検討する機会も設けていただきたいと思いますのでございます。3つ目申しました財政基盤がどうだということも申し上げたのですがある程度この財政を示す数値、今回でもよく言われておりますよう

に、三重県に於いて上位グループの財政力のある町だということはいろんな会議でいわれております。事実です。財政力というのはどんどん上がっていくのは事実であって、その原因はよく皆さんご存知のように住民人口が増加し、又優良企業さんの事業法人税によって段々良くなっていく。財政力指数がそういう意味では伸びてきているということになろうと思いますけれども、もう一つの財政をはかる資料として経常収支比率があろうかと思えます。これは段々上昇している。これが上昇しているということは良くない事であるということをご存知だと思います。玉城はよく金も入ってくるが出ていくのも多いということだと思いますが、収入が10あったら7か8に止まっていくのが望ましい。2、3は余裕としてあるというのが財政としては良い形だということが一般に言われるわけですが、玉城に於いては単年度では10になったところが確かある。非常にそういう町になってきているのだという数値が出ていると思うのですが18年度は実際にその2つの数値、財政力指数と経常収支比率はどのようになったのかちょっとお示しいただけますか。

議長(小林一則君) 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君) 18年度決算におきましての指標の方を申し述べさせていただきます。まず経常収支比率の方でございますが93.0ということでございます。それから今おっしゃってみえましたその臨時財政対策債及び減税補填債を除いたものにおきましては100.7という格好になってございます。後財政力指数におきましては3ヶ年平均のものでございまして0.802ということになっております。それから19年度におきましてはまだ決算が出ておりませんので、あくまで見込みの数字ではございますけれども19年度の最終予算ベースの見込みの中で一般の財源がかなり増えておりますので経常収支については充分改善されるものと考えております。また19年度の財政力指数についても伸びているという格好でございます。

議長(小林一則君) 4番 高木市郎君

4番(高木市郎君) 分かりました。確かに100.7という恐ろしい数字も単年度では出る場合があるわけです。良い町だ、良い町だと言ってもなかなかそうは安易に考えてはおられないと、いうことも言えるかと思うわけですが、これはどういうことかと言うと、やはり事業法人税に頼っている部分もかなり多いということが原因だと私は思っております。やはり社会事情において少し企業の業績が悪いと事業法人税が入ってこない。半分位になってしまうというようなことがあり得るわけでそういう数値が出たりするのは仕方ない。これは財政力基盤がしっかりしていない。まだ玉城町はそう安心出来る町ではないという証拠ではなかと私は思いますので、いろいろな面でその点の改善に努力をしてもらいたいと思うわけです。

それから2つ目の問題に移らせてもらいます。2つ目は田丸駅周辺の活性化ということでございます。玉城町はJR参宮線が東西に走っております。2つに北と南に分かれた形になっているわけですが、この南側が企業さんの進出又公園通り、下外城田の方もどんどん住宅が増えて所謂発展してきているのではないかと考えております。そのような中で田丸駅を考えてみますと南側からのプラットホーム上り線の乗降が出来ない。これは今更言うこともないのですが、ずっと以前からそういうことになっているのですが、しかしどんどん情勢がそのように変わってきて、南が発展してきているのにどうして南からの乗降が出来ないのか。宮川駅は離宮さんの方から自由に乗れて下り線にも陸橋を越えて行ける。宮川駅はそういうふうに出ているのに田丸駅はどうして出来ないのだという疑問を抱く町民の皆さんもいらっしゃいます。聞いております。私も本当に疑問に思いましてこれはJRさん、理由は確かにいろいろあることでしょう。しかし絶対に出来ないということはないと思います。現に宮川駅が出来ているのです。宮川駅には上りの快速列車も止まります。田丸も止まります。何か理由があるのかと思うのです。もし経費的なことがJRさんにあるのなら町が苦しい財政の中でもそういうのを委託してでも何とか出来ないのか。南側の改札を開けてもらうことが出来ないのかそういうふうには私は思っているところであります。町長の見解をお聞きしたいと思ひますし2点目になりますが、どうしても出来ないということであれば田丸駅の下にトンネルは掘れないか。或は歩道橋が上に出来ないかという提案であります。平成47年頃その都市計画が作られたそうでその頃は北側から南へ車で抜けるというような大きな構想であったそうですけれども、今となっては100%無理な話ではないかと思ひます。せめて人と自転車くらい通れるトンネルが出来ないのかどうかということを考えるわけですが、その辺のことについても町長どのような見解を持っておられるかお尋ねしたいと思ひます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 田丸駅の南側からの乗降についての考え方についてご質問頂きました。他にもそうしたご意見を賜っているところであります。これは、まずJRとの協議ということになるわけでありまして今までの聞いている段階ではいろんなJRの運行計画なり、或は乗降客数なり或は宮川駅はフリー駅というようなことございましてつまり運転手さんが精算をするという駅だということでありまして、常時駅員さんは見えないという形になっております。田丸駅の場合は1日約千人の乗降客があると思ひますけれども、そうした乗降客が多いということから駅員さんを配置しているということございまして。乗降客が多いということによってフリー駅のように運

転手が改札の変わりをしているというふうなことになりますと、車両の発車に支障が出てくるということなのだろうと、思っているわけでありましてけれどもいずれにいたしましてもJRとの協議というふうなことになります。JRの方とはどういう考え方なのか一度協議はしてまいりたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君)4番 高木市郎君

4番(高木市郎君) この問題はそんな簡単に出来ますということは町長当然ご答弁出来ないと思いますが、12月の一般質問の時にも勝田町の踏切の所は非常に混雑すると、遮断機が一旦下りてしますとなかなか開かない、いらいらする、いっぱい車がたまる、開けばざあーと車、人、自転車が行って危ないのではないかという質問もありました。そういうことの緩和又高齢化という話もさっきも出ておりました。高齢化になれば列車を利用するという方も多くなってくのではないか。又燃料問題、ガソリンも高くなってくる。こういうことからして車を使うよりも、列車でという方も徐々に増えてくるのではないか。又私もそういう情報を得ています。そういうことの条件がかなり田丸駅には出てきておりますのでこれは町長先頭に立って。住民はほとんどの方皆が後押しをしてくれると思います。そんなにめちゃくちゃ金がこのことについてかかるわけでもないし、先程申しましたように経費の問題であれば町がそれを負担してでも良いから南側に改札を設けてくれとか、方法はあるかと思えますから私はそういうことで町長、先頭に立ってやっていただきたいというふうに思います。それも出来なければトンネルという話も私なりに考えているわけですが、実は私田辺の人間でございますが田辺の道の下は直径1m位の水道管の大きな穴が掘られています。そこに監督さんが毎日のように来ていろいろ工事をしている。2m角位の穴を掘るのにどれくらい金にかかるのかこんな話どうかと思えますけれども聞いた。大きな会社の監督さんです。自動車を通れる位のトンネルだと1m300万かかるだから200万位は少なくともかかる。ざっとした聞き方でざっとした話なのです。そうすると50m横断すると1億かかる。勝手な計算をしているわけですが1億と仮定した時に今まで工場誘致に3億以上使っている。又今度新しい新田町線は何十億という金がいるのではないかという問題もあります。いろいろ金はいっぱいいるのですが1億が決してめちゃくちゃ高い金ではないという私の考えです。これは費用対効果だとか経済効果がどうなのだとかそういうことを言い出したらトンネルなんて掘れないと私は思います。やはりこれは町長の言っている暮らし満足度の町づくりの為に、南北が活性化の為に رفتり来たり出来るという意味でたとえ1億円かかってもそういうことも長期的に考えられてはどうかというふうに私は思います。これは私の希

望でございますのでご答弁をとか申しません。そういう私の希望みたいなものを述べまして私の質問をこれで終わります。

議長(小林一則君)以上で4番 高木市郎君の質問は終わりました。

次に8番 中瀬信之君の質問を許します。8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) それでは一般質問の指名を頂きましたので通告書に従いまして質問申し上げます。今回の質問は3点用意しております。1点目は食育基本法に関する学校給食の取り組みと地産地消の取り組みについて、であります。2点目はアスピーア玉城の温泉施設及び、ふるさと工房アグリに関わり方についてであります。3点目は優良企業誘致推進について伺います。

それではまず1点目の食育基本法に関する学校給食と地産地消の取り組みについて伺います。12月の定例会議の答弁において食育を推進する事は有意義な事であり地産地消、生産者と消費者の維持連携を図ることが重要であるというふうに答弁をされております。今や日本の食に関する注目が以前にも増して大きなものがあります。日本の自給率の低下は先進国の中でも際だって低く今後の世界情勢を考えると憂慮するものがあります。食の安全・安心を揺るがす問題点の中に中国産食品の残留農薬の問題等、輸入品に関する問題が後を絶ちません。今こそ家庭、学校、保育所、地域等を中心に食について改めて意識を高め、食育の推進に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。4点ございますが1番目に食育は小さい時期、子供の頃から適切な教育、指導を受け実践してこそ大人になってその意義が理解出来ることの様に思います。食育を指導する栄養教諭の現状の配置は玉城町で1名と聞いております。食育教諭はまだまだ三重県においても数が少なく全ての学校で配置する事は現状では難しいと伺っていますが、子供たちに食べることの大切さを教えていくには、やはり低学年の時期から教えていく事が望ましいと思っております。栄養教諭は最低でも保育所、小学校、中学校に各1名は配置しなければいけないというふうに思っております。今後の栄養教諭の望むべき配置計画を伺います。2番目ですが給食を勧めるに当たって地産地消は切っても切れない関係にあると思っております。地産地消の取り組みについて前回の答弁では、町内で利用出来る農畜産物は積極的に利用しているというふうに伺っておりますが、給食における食材の活用率は全国平均で27.3%。ちょっと古いのですが17年度食材ベースということです。まだまだ低い状況にあります。玉城町は町長の答弁にもあります様に農業の町であります。地元で生産出来る農畜産物の100%活用を目指すことが地元生産物の拡大及び、地産地消の推進に役立つと思われませんが、当町における地元商品の活用率の目標をお伺い致します。3番目ですが当町は稲作を中

心に行っている農業の町であります。伝統的な食生活の根幹である米飯は日本文化の源であります。現在週3回米飯給食が実施されていると伺っておりますが、今後米飯給食の日数を増やす考えがあるか伺います。4番目の質問ですが学校給食への地場産物の取り扱い拡大及び、地産地消の生産販売の拡大を計るには行政、生産者、JA、アグリ等が繋がりを持って進めなければならないと思います。特に行政側の横の繋がりが必要となります。部署をまたいで一つの事を進める事は出来るのでしょうか。伺います。これは例えば教育委員会とか農林商工課というようなところであります。よろしく。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 只今中瀬議員から食育基本法に関する学校給食と地産地消の取り組みについてのご質問を賜りました。まさにおおせの通り中国産の冷凍餃子のことから、昨年来食の問題がこの世の中を揺るがしている状況になってございまして、子供たちの命に関わる食の毎日のことにつきましては憂慮していかなければならない時代でございます。具体的なお質問でありますので1番2番3番はそれぞれ教育委員会が所管をしております事項であります。後教育長から答弁をお願いしたいと思いますが4番の給食への地場産物の取り入れ、あるいは地産地消を拡大するというふうなお質問をいただいているわけでございます。当然行政のそれぞれの所管の繋がりは重要でありましてこの連携がなければ進まないということでございます。現在も特に具体的な数値をそれぞれ所管する所で毎月々あるいは年間、学校或は保育所で、どれだけの食材が利用されているのかという数値も把握しているわけでありまして、触れてまいりたいと思っておりますけれども、まずは玉城の産物を玉城の子供たちに召し上がっていただきたいと思うのでございまして、これは学校給食で特に伊勢の県の出先の普及センターにおきましてこのことにシステム作りをして推進していきたいという考え方を持っておりますのでそれぞれの所管が連携をして、このことにも研究していきたいと思っております。アグリの方皆さんあるいはJAの方皆さんとの協同した形の取組も検討してまいりたいと思っております。さらに昨日のふるさと納税の活用についてのところでも少しお話申し上げましたけれども玉城のブランド品を開発していくということもこれからの時代必要ではないかと思っております。安心で安全な物、この良い食材をこの地域の子供たちに提供していくということは、大変重要なことでもありますからブランド化をすることによって高くても売れるということもあるわけでありまして。それによって農家或は、この地域の大きくは経済にも波及していくのではないかと考えておりますので、町の産業振興の面からも力を入れていきたいと考えております。後教育委員

会から答弁をお願い致します。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 食育基本法に関しましてこの給食と地場産業の物を使おうという取組についてお答えさせていただきます。最初に栄養教諭の設置についてですが、この栄養教諭でございますがこの食育基本法は出来ましたのが17年7月でした。これをもって県は食育推進をなささいという命令的な事。ここから生まれてまいりましたのが栄養教諭でございます。それで19年に出来ました推進計画でやりましたのが18年でございますそれが玉城町に配置されているということで、初めてが昨日申し上げました中学校でございます。18年は11名でございますので県下に本当にパラパラという感じでございます。そういうことございましてこの小学校に配置されております学校栄養職員と言うのがもう一人おりますが連携を取りながら栄養指導に当たっているわけでございます。因みに昨日栄養教諭のご指摘がございましたのですが、その職務の中に学校給食というのもございます。学校給食は栄養量とか或はその調理、当然ですが調理員、給食婦です。それと設備それと検査。いろいろそういったものを指導管理いたしていきます。こういうのが栄養教諭でございます。ご質問にあります今田丸小学校に栄養教員一人と申しましたが、本県から先駆けて玉城町栄養教員配置を頂いておりますので直ちに各学校にとは厳しいと私は思っております。県の教育委員会或はその給食機関に向けて要望はいたしております。それで管理下にあります小学校にも是非一人でも配置を頂きたいということの要望をいたしているわけでございます。それが状況でございますが、19年度はこれが48名になっておりまして、三重県の推進計画では各学校に、この指導体制の要として栄養教員の拡大をはかりますということで20年度が結ばれておりまして20年度は現在決まっております。これが栄養教諭のことでございます。

次に農産物の地元活用率の目標値のことでございます。うちは農産物が豊富な町、玉城町でありますが出来るだけ地元産を使っておりまして、米は勿論でございます。豚肉もそうでございますがぶどう、梨、果物類も季節に合ったものをやっております。他の食材もこの地産地消推進ということで町内そして県内近県ということになっておりまして国内産。このことから地元活用率につきまして中瀬議員さん17年度ベースで全国平均23.7%ということございましたがこれと同じように食材数のベースで見えてまいります。年間14トン使います米も1つとして考えますが県内産の地場産物を占める割合はおよそ県内産で考えます。県内産というのが23.7%の中瀬議員の数字だと思っておりますがこれと似たものが42%になります。この中から町内だけを引っこ抜きます。そうするとおよそこの食材数ベースでいきますと1

4%になります。そういう結果が栄養教員に算定させましたのですがそういうことになっております。一定の目標数値を掲げて地元生産物を拡大するという農業振興は勿論大事なことでございますけれども、学校給食で求められており皆さんがおっしゃってみえます安定供給と安全。私共は最重要であろうかと思っております。現在のように地元産の米で給食に補助を頂いております。本当に有り難く思いますがこのような活用率につきましては地元の食材を優先した児童生徒の栄養管理をやらせていただいて、実態に合った献立を作らせてもらっています。そして食材発注につきましても具体的な数値は設定しておりませんが、皆さんと調整してさらに今後活用率は向上させていけるもの。可能であるとそんなふうに考えております。このマニフェスト的な数字が現在はございません。そういうことで可能な限り食材は地元の物を使っていきたい。そういう方向でさらに努力してまいります。それと米飯の回数の問題でございますが小中とも3回の実施はご承知の通り。これは業者に炊飯を委託しておりますが業者の委託も玉城産米だけのベルトへのせますものですから当時総務課長中郷課長は大変苦勞いたしました。現在3回を別のコンピューターのルートへ載せて頂いて炊いてもらっているわけですがこういうふうなことで近隣の学校もほぼ3回の回数で実施となっております。本町の場合は以前、保護者のアンケート等をベースにしたものが採用しております米とパンの3対2の回数で極めて平均化となっております。今後米飯につきまして増やすかどうかでございますが、現在ご無理を申しておりますが県との平均の差を町の差額で補助いただいておりますが、給食費の保護者への軽減をはかっていただいているわけでございますが、そういった点からこの米飯の回数の増加につきましては、慎重に協議をしてみたいとそんなふうに思っております。部署の話少し補足だけさせていただきます。全て町長の言われる通りでございますが、私は本当に教育委員会としては望むところでございますが、申し上げましたように供給安定のシステムの構築と言うのでしょうか、これがなかなか町長おっしゃいますように茶屋の農家組合さんとかアグリさん、JAさん皆さん、今学校教諭がわざわざ直接部落へ出向いて繋がりを持って今入れていただいておりますが、そういったものが組織化してきちんと進めていただければ、本当に今の連携を取っていただければやられるのが簡単に流れていくと思っておりますが、なかなか今のところはそうはいかないと思っております。教育委員会の立場から補足させていただきます。以上答えとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今答弁いただいた中に栄養教諭の配置については将来的に増やしていけるものであれば増やしていきたい。これは要望としては各学

校に1名配置してやっていくのが望ましいと思っておりますのでそういうふうな状況が出来れば、そういう対応をして頂きたいというふうに思っております。それから2点目の活用率のことなのですが現状では町内産が、14%県内が42%というふうに聞いております。作り手とか納入とかいろいろありまして「明日人参どれだけ頼むよ」と言ってもなかなか持ってこられる状況ではないというふうに思います。計画的な作付けや遊休地をどういうふうに使っていくのだということも含めて、考えていかなければならないというふうに思っておりますので、こういう面で例えば農林とか教育委員会で話をさせていただいて進めて頂く。契約的なことが出来ないかということがありますので、そういう面で連携していただくと非常に有り難いなというふうに思っております。それから米飯の問題ですが県のホームページを見ておりますとパンについては国内産、県内産を使っていますというようなことが書いてありますがそれは全体の中の20%程度。あとの80%はやはり輸入ということも関わってくると思います。そういうことからいくと玉城町は稲作を中心にして町ということもありまして米飯については、回りの状況がどういうふうになっているか分かりませんが、積極的に取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思っております。この辺については検討して頂きたいというふうに思っております。それから横の繋がりについては町長も教育長も申し述べられたように、繋がりを持ってやっていかなければならないということですので、そういうことを注意してやっていただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは2番目の質問についてお願いします。アスパア玉城の温泉施設を含む各施設とふるさと工房アグリの関わり方について伺います。アスパア玉城の温泉施設は地元町民を始め、近隣市町の皆さん方が訪れるふれ合い、憩いの場であります。又ふるさと工房アグリは地産地消を進める地元の情報の発信場所として地元農畜産物の販売、生産者と消費者のふれ合いの場であり又ソーセージ作りパン作り等が出来る農業体験の場でもあります。アスパア玉城における両施設は車で言えば両輪であります。お互いの優れた分野を出し合って相乗効果を上げなければなりません。ふるさと工房アグリはオープン以来前年を上回るお客様が来ていただいているというふうに伺っております。温泉施設においてはオープン以来客数の増減はあるものの、ここ昨年からは客数が減ってきている状況になっているとそのように思います。この施設を将来も継続して運営していくためには集客は大きな要素であると思われま。現状の状態を見るとアグリと温泉施設は車で言えば片方のタイヤがパンクしている様な状況であり、この様な状態が長く続けばいつか車は止まってしまう。施設運営は短期、中期、長期的な展望を持って進めなければならぬと思っております。アスパア玉城の運営について伺います。3点あります。まず

1 番目ですが温泉施設とふるさと工房アグリの関係をどの様に考えているか伺います。2 番目に今後も温泉施設を継続して町が運営していく考えがあるか伺います。3 番目に温泉施設の客数が減少しているがどの様に捉えているか伺います。又客数増加の策があれば併せて伺います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) アスピア玉城の温泉施設そしてふるさと工房アグリの関わり方についてご質問を頂きました。私もずっと温泉掘削から関わりを持たせていただいております。いろいろご心配を賜っておりますが、昨年アグリが農林大臣賞を受賞されまして年間42万人の方が訪れていただいている。10年経過しておりますけれども大変素晴らしい取組をいただいているということは、本当に町にとっても大きな効果が上がっているというふうに思っております。中瀬議員もいろんな周辺の状況をご覧いただいたり、今までのお勤めの中でそういった部分についても大変見識を持っておられるということでもあります。なかなか民間の皆さん方にいたしましても、或は又地方自治体が営業する部分につきましても現状厳しい状況がありまして、近隣の自治体がやっておりますそうした集客施設につきましても、次から次へ中の経営者が変わっているという状況がございます。大紀町あるいは隣の町あるいはその隣の町というふうな中でもそれぞれの地域密着型の集客施設が進められてまいりましたけれども、なかなか厳しい状況にあるというのが現状でございますけれども、お陰様で今眺めてみますと温泉が核になって、集客交流が図られているというふうに思っております。2年程前にもこの修繕工事をいたしました。そして温泉の部分を開鎖しておりますと、やはりその時点ではアグリさんの集客売り上げも落ちていくという状況が表れています。やはり相乗効果によって営業にも大きく繋がっていると思っておりますが、ただ今お話のように年間の売り込み客数が多い時で11万人でありましたけれども少し減少の傾向にあるということでもあります。集客の交流施設でありますとやはり中、長期的にそれぞれの施設のリニューアルあるいは施設の改修も当然考えていかなければいけないのではないかと思います。やはりきちっとしたリサーチをしていく事が重要でありますし町の財政負担がどのようになっていくかということも充分見極めていかなければならないと思っております。当面は今のところ温泉施設は直営で運営したいと考えております。従来も指定管理者の制度につきましてもこの検討をしてまいりましたけれども、町の案の地域全体アスピア玉城の約10ヘクタールの運営と併せて農業振興に理解を示していただけるといふような管理者というのは、見つけにくいというふうな状況もありまして現在に至っているところであります。今のところ当面は直営

として一部改修等の部分で一般会計からの繰り出しで運営している部分がありますけれどもそうした玉城町の農業全体に波及する効果、つまりアグリといたしましては約50名の方が働いておられる雇用の場というふうなことでありますし約100軒の農家の方が参画していただいているというふうなこともあり、大変な町の農業振興の上で影響があるというふうに思っておりますので、検討はしていかなければならないと思っておりますけれども当面は直営で運営をしてまいりたいと思っております。しかし何とかして利用客数を増やしていくその努力は当然いるわけであります。全国各地の昔からの温泉が新しい施設が出来たことによって利用客が落ちているという現状もあります。そうした所の対応策も充分参考にしながら、対策を講じてまいりたいと思っております。特に玉城町の温泉につきましてはご承知のように大変泉質が良いということで、県の衛生研究所の専門家の認定をいただいているわけでありまして、昨年から特に困っておられる方に販売をいたしておりますけれどもアトピーに効果があるというお話も聞いているわけであります。そういった点で女性の所謂、人気をいただくような形のPRということも大事であろうと思っておりますし特に泉質が良いということのPRをもう少ししっかりしていかなければならない。そしていろんな施設のネットワークを組んでいくということも必要だと思っております。又折角のこれからのこの地域を世界遺産に県が、特に玉城町から力を入れて対策を講じていただくという動きもあるわけでありまして、県の美まし国の計画も進められてくるということでありますからもう少しそういった面での近隣の施設、あるいは県外へのいろんな情報発信もあらためて力を入れていく。そして他所に無い泉質の特徴をもう少しPRしていかなければならないのではないかと考えております。何とか利用客を増やす為の方策を、一つひとつ講じていきたいというふうに考えております。具体的には4月1日からは営業時間を1時間延長いたしまして現在8時まででありましたけれども午後の9時までご利用いただくという形で利用者の方のサービス向上をはかってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今の施設の利用について集客ということは非常に大事である。そのことが達成されないと現状は直営で行っているが将来どうなるかわからないというようなニュアンスも含んでいるのかというふうに思います。それと温泉施設について湯はどれだけでも出るというふうには聞いていない。この前確認したところによると日700リットル。そういう中でこの事は聞く予定ではなかったのですがアトピーに聞くということをアピールされて今後推進されていくということであれば、販売をどんどんしていくというこ

とになると、湯元がないのに販売していくと運営の方どうなのかということがありましたのでその辺の確認だけもう一度お願いしたいのと、営業時間を1時間伸ばすというふうに今確認しました。これは営業時間を伸ばすことによって集客をはかるということによろしいのでしょうか。これについては運営の中でいろいろ対経費とか効果とかあると思いますが、その辺のことは検討をどのようにされているのかということと、時間の延長について先程も言いましたがアグリと温泉施設は車で言う両輪であるということであれば営業時間のバランスについて4月以降どういうふうになるのかそれについても答えたいというふうに思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まず湯量のことです。湯量は日量にみますと700から800リットルがずっと続いているということで把握しております。ただ非常に泉質が濃いということで、元水ではかえって肌に支障があるということでの県の衛生研究所での専門家の指摘をいただいております。うまい具合と言いますか15倍から20倍に希釈して活用した方が良いということでもあります。そういう形での浴場施設を運営させていただいて約11年経過しているということでございます。アトピーに効くということで従来は施設が出来るまで約5、6年でありましたが販売をしてまいりました。その段階では、そうした口コミでの県外からも大変なご利用もいただいたということでありまして他の温泉施設には無い所謂、良温泉という特徴をもう一度PRしていかなければならないと思っております。それから販売は今もやらせていただいておりますけれども、そう温泉運営に支障があるというふうなところまでの買い求めはないということでございます。それから利用客のご要望なりあるいはアグリとの兼ね合いで集客をはかる為にまずは1時間延長したいということでございます。当然そのことにかかる維持管理ランニングコストはかかってくるであろう。それは当然のことですけれどもやはり現在の状況を見てみますと1時間延長して利用していただく方が多少なりとも見込めるのではないかと、現場の判断において検討させていただいているということであります。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) まず湯量と販売のことでお客様に基本的に迷惑がかからないようにというのが大前提になるかと思えます。営業側から見れば常に何でも自分のやっていることは良いのだというような、判断でものを見がちのところがありますのでこういうことについてはいろいろアンケートとか取っていただくのも一つかなと思えます。それから営業時間のことですが今アグリの方は8時で閉まっていると聞いておりますが、その辺は今後どうでしょ

うか。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) アグリさんの終了時間は8時半というふうに認識しておりますので温泉の方は1時間伸ばして9時ということになりますと時間は合いませんが、県内各地の温泉施設をいろいろ調査しますと民間で24時までという所もありますけれども利用終了の時間が9時までという所も多くあります。そういうようなことから9時ということを決めさせていただきました。そういう経過でございます。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今アグリの営業時間をインターネットで引くと通常営業は9時半から夜の8時それからバーベキュー施設については11時から8時半となっている。ただこういう時間についても本来は同一施設内にある施設ですので、お互いに話をしながらいろいろ決定していくことが非常に大事ななと思っております。片方はいろいろ集客したい。いろんな状況があつてこういうようなことを出していく。相手の方は気が付いたら隣はいつのまにか営業時間が長くなっている。その中でお前の所も営業時間を延ばさないといけないというようなことになると、又いろんな問題が起きてくる可能性があるかも分かりませんので、行政内も含めていろんな横の繋がりということが必要になってこようかと思っておりますので、これからいろいろ検討して頂きたいというふうに思います。

それから3番目の質問の方に入らせて頂きます。最後になりますが優良企業の誘致推進について伺います。12月定例会議での答弁で優良企業の誘致について町の活力・経済力を高めていく事は大変重要で積極的に取り組んでいかなければならないというふうに言われています。今後も精力的に企業誘致を進める為には各方面に町としての取組に対する内容を明記し、強くアピールしなければなりません。そこで各方面にアピールする企業誘致に関する条例の制定が急務であると考えます。条例制定に向けた進捗状況を伺います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 優良企業誘致の推進というようなことでございましてまさに、おっしゃるように町にとって町の活力、あるいは経済力を高めていく為には、どうしても優良企業の誘致というのは大変重要だというふうに認識しております。やはり町としても地域の所得が生まれる施策を講じていくということが大変重要であると思っております。企業誘致条例の制定がどうかというふうなお尋ねを前回も頂きましたけれども、前回お答え申し上げました通り、誘致条例につきましてはやはりそれぞれの自治体でやっているところもありますけれども、或は県としてもその県条例を設けている所もあり

ます。いろいろ考え方はあるわけでありましてけれども、私は今までの大企業
或は中小企業、町内の立地を見ておりますとまずこの企業誘致条例よりもそ
の企業の主力、信用、充分なリサーチをしてその企業が地域で或は地権者の
方々に信用して頂く、ご理解をして頂く企業かどうかを先ず先決だというふ
うに思っております。その上で必要であれば当然議会にもお願いして直ちに
町としての財政支援が出来るような、そういう条例の設置をしていくことも
考えなければならないかもしれませんが、現段階ではこの三重県南部
紀伊半島の半島振興法に基づきまして、この地域に立地する場合の所謂優遇
施策、或は県としてのそれぞれの製造分野において規制はありますけれども
優遇施策というものがあるわけでありまして、今の段階で町の企業誘致条例
は、直ちに制定をとというふうなことは考えておりませんが、そのある
程度見通しがついた段階で必要であれば議会にもお願いしていただければい
けないというふうに思っております。以前のように工業団地を予め造ったり
或は又町が積極的に町のトップセールス、或は町の良さのPRは常々してお
りますし、していただければならないと思っておりますけれどもやはり一番
大事なものは町の皆さんやその自治区地権者の皆さん方にご理解をいただける
資力、信用のある企業かどうかというふうなものを充分見定めて他所との競
争になりますから他所に負けない形の所謂、京セラミタにつきましてもご承
知のように周辺整備に約3億円の投資をしたわけでありましてけれども必要な
投資と言いますかインフラ整備をやるというふうな形での立地企業に対す
るバックアップが、これが一番大事なことで今までの経験から私は考えて
おります。そんなことで大変町の活力をつけていくことに重要な施策であり
ますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 近隣の5市町を見てみますと伊勢、松阪、多気。三重県
で大きな亀山についても各条例を制定されている。そういう中でも制定はま
だまだよいのではないかという所については、いろんなこともあるかと思
いますがやはりインターネットで今こういう条例がどこでも見えるような状況
の中で、企業誘致を積極的に進めている玉城町としてはそういうことが見え
ないということは、非常に残念なことではないかというふうに思いますので
早い時期にそういうことについて、進めて頂きたいというふうに考えてお
ります。それから企業を誘致するに当たって回りの整備であるとか条件整備に
ついては勿論進めていただければならない事と思っております。そういう整
備が出来る条件を作るということにおいても、こういう条例を制定するとい
うことが一つ重要になってこようかと思っておりますので、よろしくお願
いしたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長(小林一則君) 8 番 中瀬信之君の質問は終わりました。
暫時休憩致します。

(午後 3時35分 休憩)

(午後 3時45分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。お諮り致します。一般質問の通告者が2人残っておりますが、本日はこれで閉会し3月10日午前9時より本会議を開き一般質問を続けたいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議あり」の声)

お諮りいたします。異議ありの方の挙手を求めます。

意義有りの声が多いので続行致します。

続きまして3番 山本静一君の質問を許します。3番 山本静一君

3番(山本静一君) 議長のお許しを得ましたので質問書の通り質問したいと思います。まず始めに玉城町の例規集ということと、2、前回の議会で新たに防犯関係の体制を作られたということでそれについてお聞きしたい。3番目は最後に安全パトロールについてとこの3点をお伺いしたいと思います。

まず例規集でございますけれども私が初めてなった時にこういうふうな厚い例規集をいただきまして、これは議員用だということでこれを見ておりますと行政、財政、教育いろいろ網羅されておましてこれは一体どのように活用するのかと、これでどういうふうに町行政を運営していくのかという事と、それから又これらはいつでも住民の方に閲覧とか出来るのかとそういうことについてお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) ご質問頂きました玉城町例規集の扱いですが、例規集の主目的につきましては、基本的な考え方というより条例等の法令に定めまして運用しているところでございますが、地方公共団体が国の法令範囲内において制定する法規ということでございます。その法令に反して条例を制定したと仮定しましたら、それは無効という形で法令に違反するかどうかについては個々の条例を具体的に判断する必要がございます。又地方公共団体は住民に対し義務を課し、又はその住民の権利を制限するに法令に特別の定めある他は条例に寄らなければならない。条例そのものは地方公共団体の法規でございますから、その効力は原則としてその地方公共団体の区域内に限られ、又条例につきましては議会の議決を経て制定されるということでございます。その後交付施行され初めてその効力を生じるということでござ

います。そして2番目の住民の閲覧ということでございますけれどもこれにつきましては、先程山本議員からもその例規集に基づいてのお話でしたが閲覧につきましては、平成19年度よりデータベース化してございましてホームページ上での公開は行ってございます。従いましていつでもインターネット等利用すればご覧になれる状況ですが、只インターネット未接続の方につきましては、本町役場の方で紙ベースにての閲覧をお願いいたすということにしておりますので、一般的にはいつでも住民の方ご覧になっていただける状態で設置しております。以上です。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 答弁ありがとうございます。私も初めてこれを頂いてこんな大きな例規集があるのだなということが一番始め感じております。また町民の皆さんも初めてこういうふうな例規集があって、これに基づいて町行政が運営されていくのかということ深く感じていただくとお思います。そういうことでインターネット以外でも町の方へ来ていただきましたらこういうのを閲覧出来るということで、情報公開の現在又町民の皆さんもこういうのを大いに勉強していただいたら良いのかと感じております。どうもありがとうございました。

続きまして2番目の新たに設置された防犯体制についてと目的そして稼働はいつからするのかとどのような組織体制かということでこれら3つについてお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 新たに設置された防犯体制ということですが、この事につきましては安心安全町づくりということで、従来から取り組んできたところでございますけれども、山本議員もご承知のようにこういった青少年を含めた安心安全という大枠の所で見ますと、いくつかの団体が町の方に存在しているというのが実情でございます。それぞれの団体組織におきまして充分なる活動をいただいているところでございますけれども、ややもするとその団体等の連携というものが、充分に行われているかということに對しまして、各団体の方からもいろんな意見も出されているという状況もございました。そして又新たに町長就任以来安心安全ということにつきましては、防災対策含めてですけれども取組をされているところでございますので、そういった観点から町民の安全な生活確保の為、防犯交通安全等これを行う関係機関並びに団体の情報を共有し、犯罪や事故の無い安全安心の町づくりに寄与する為に設立しようということで、目的として設立を進めているところでございます。具体的な内容でございますが自主的な地域の安全活動の調査、関係機関団体との連携及び情報交換、当然情報の共有ということが大事では

なかろうかと思っております。そして先程言いました目的を達する為の事業としてどのようなことを考えられるか。課といたしましては主には防犯ということでございますので生活福祉課が担当いたしてございますが、その生活福祉課の元に生活安全推進協議会これは構成員が15名、伊勢地区交通安全協会玉城支部は構成員30名、それから民生児童員協議会が構成員33名そして教育委員会の方で青少年指導員協議会構成員19名、それからスクールガードリーダー、これは教育委員会の関係なので、後ほど又教育委員会の方で説明があるかと思いますが、それと小中学校長会それぞれそれぞれの小中のPTA連絡協議会といった組織、そして補完的に防犯ということでございますので伊勢警察署の方町内の駐在所3ヶ所ございますが、外城田駐在所の方が統括駐在ということでございますので入っていただきまして、又地域防犯連絡所というのが町内10ヶ所ございますが、その中から代表1名の方そして小中学校の下部組織ということではございませんが、教育委員会の方でそれぞれの地域で区長さんを通じてお願いいたしております、子供安全パトロール員の方々にも参画いただいた中で、合同連絡会というものを組織したということでございます。そして具体的な今後の活動でございますけれども組織としましては、20年度から稼働いたしたいというふうに進めておりましたので、その段階の会議では皆さん初めて寄っていただいた会でございますので座長の方私が努めさせていただき、町長にも出席いただいて今後の防犯体制ということでございますので、町長の考えも織り交ぜながら運営していきたいというふうに思っております。その会議等でございますけれども交通安全等も含めてございますので、特に交通安全につきましては、春夏秋冬のそれぞれの時期に交通安全の強化週間というのもございます。そういったことから最低年4回それぞれの時期に応じて開催していきたい。そしてそれに合わせて具体的な活動も行っていきたい。そして元はそれぞれの組織で具体的な活動を従前通りやって頂く中でもう少し連携の取れた、このことは山本議員からも既にご指摘を頂いたこともございますが、個々に活動しておりますも、ややもすると各団体間での連携が充分取れていないという実情もございました。そういったことのないようにそれぞれの組織での活動というものを、お互いの情報交換共有という形で具体的に20年度からは進めてまいりたいと考えております。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 一つお聞きしたいのですけれども今回こういう防犯体制が発足されましたけれども、この例規集を見ますと654ページに玉城町防犯委員会会則というのがありまして、町長が委員長を勤めるとなっているのですけれども、又新たにこういうふうな防犯体制を作られるということとはど

うということか。よく言われますように屋根の上へもう1階屋根を建てるといような感じもするのですが重複するようなことはないのですか。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) ご指摘いただいているように防犯委員会そのものにつきましては従前通りでございますけれども、ただ先程も申し上げましたように各団体それぞれがやっているという状況の中で、住民の方々にもう少しそういった活動の状況等を具体的にご理解いただく為にも、各団体間の連絡調整というのが当然必要ではないかというように考えまして、今後はそういった団体の連絡調整、情報共有ということを主に充実した安全安心町づくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程組織構成員をお聞きしましたけれども、ずっと見てまいりますとほとんど仕事を持っておられる有職者という方だと。玉城町行財政改革プランが18年3月に発行されておりますけれどもその中で、住民参加協働による町づくりが必要ということとなっておりますね。『玉城町においても福祉、教育、環境、様々な分野で多くの住民活動が地域の課題に自主的自発的に取り組んでいます』と。結びといたしまして『私達は自らの地域を自らの手で作ることを確認し住民、NPO、企業、行政庁等それぞれの特性を生かしながら、お互いに理解し共に汗をかき一緒になって町づくりをしていかなければなりません』ということで前回町長が自主自立協働町づくりと言うようなことは答弁でお聞かせ頂きましたけれども、この組織図を見ますと実際誰が動くのか。やはり提案通り住民を少し巻き込む必要があるのではないかと。これで本当に効率ある組織として活動出来るのか。区長とかいろいろ大きく纏めて、住民が参加する防犯体制を自らそういうふうな地域を守っていくということで、もっと住民参加の事項が必要ではないのですか。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 確かに山本議員ご指摘のように住民参加ということを行行政改革でもうたっております。特に安全安心町づくりにつきましては先程町長の他の議員の答弁にもございましたように、共同参加ということも提案申し上げておりますので組織を纏めていく中におきまして、新たに各組織又その現場で活躍していただいている皆さんの活動も、具体的に盛り込んでいきたいというふうに考えております。先般寄っていただいた時に活動の報告をまずいただきました。と言うのはそれぞれある程度認識は持っておりますけれども、具体的に分からない部分もございましたのでそれぞれから報告いただいて今後はそこら辺の調整の中で、新たに住民の方々にもいかように参加していただけるかというものも、構築してまいりたいというふうに考えて

おります。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 折角こういう体制ですらしっかり効果のある展開をお願いしたいと思います。この間の警察の指導ですけれど特に学童に対する事件の発生ということで18年度と19年度の比較ですけれど7件増えています。だから誘拐等車に乗せられたりとか、そういう事件が18年から19年で7件増えています。そして特に7件の内5件が強制わいせつ罪です。だから組織がしっかり活動して子供たちを守っていくということで是非とも強力に組織を進めて、安心安全町づくりに邁進して頂きたいと思います。

続きまして3番で子供安全パトロールの件でございますけれども今年度区長宛の文章で子供安全パトロール員の募集ということで配布され又区長会でも説明されたことと思います。この文面を見ておりますと安全パトロール員の責任問題がどこまで及ぶのかということが明記してありません。前回もそのような責任とはどういうことか、文章で明記していただくようお願いしたのでございますけれどもその点についてどう思われますか。教育長お願いします。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 3つ目のご質問でございますがこの子供安全パトロールにつきまして山本議員いつもながら安全に熱いご配慮をいただいておりますこと有り難く思います。区長さん宛に募集を配らせて頂きました。ご指摘いただきますように責任問題ということではありますが、この募集の理由はいろいろございますが加古川市の事件なり、万全でないという意味のことでございますが、しっかり他の例の町の事を教訓にして地域の力をしっかり出され安全対策に進められている町で起きたあの小2の事件でございます。このようなことがありまして、今回50名程をボランティアとしてお願いしたいということがまずあります。ゆくゆくは毎回毎年申しているかもしれませんが、衆人監視体制。子供たちにそういうふうな不審者を近寄せない。巻き込まれないというものを町の環境づくりとしてパトロール員さんをお願いするのが基でございます。それで今回一步一步そのことを積み上げたいという事でお配りさせて頂きました。ほぼ隔年おきにさせていただいていると思っております。その中でちょうど山本議員さん17、18年区長さんをしていただいているのではないかと思うのですが、その時にも同じように私説明させていただいているのですが散歩あるいは買い物、通勤途上日常生活の中で危険のない判断行動内、ボランティアということではありますが言い換えますとボランティア三原則に入ります。自発的で任意の善意による奉仕。あくまでも支援でありまして責任者になりえない。そして又自発的なもので他か

ら強要されない。三原則でありますがこの範囲内で集合場所や通行の沿道あるいは公園広場、子供たちが行く所、通う所、そういうふうな主旨をご理解いただいて募集をさせていただいたということでございます。ご指摘にあります責任問題につきましてはこの区長会でこれまで申し上げてきた事、ボランティア活動の中からご理解いただければと思いますのでよろしく申し上げます。このことは3月10日までということ。切り取線の応募書ということ。お電話でも良いということ。それで併せまして報告いただきました方にはジャンパー、帽子、腕章、活動の保険、学校行事登下校の時間帯の表、そういったものを送らせていただく為に報告いただくことにいたしております。ご理解を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 教育長の口頭説明ではそういうことを区長会で説明されたということですが、実際区長宛の文章ではそういうことは明記されておりませんね。と言いますのは現状見ておりますと我々が立っておりますと「あなた、いくらもらっているの」「ボランティアだ」「あそう、ではうちの子家まで送ってくれ」という父兄なりそういう人々がいるわけです。そういう認識の中でありましてもし事故があった場合に「あのボランティアが居てうちの子事故に遭った」ということも危惧されるわけです。だから区長と話しておりますとそういうような事故のあった場合明確になっていない。だから他人に勧めることは出来ない。そういうことになったらどうするのだと二の足を踏んでいるということをお聞きしております。だからもう少しボランティアで人に頼むのでしたらそういうことを前にも言いましたけれども明記する必要があるのではないですか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 2月16日に区長さんをお願いいたしました文書で語ざいますが確かに山本議員おっしゃいますようにパトロール員さんがそれぞれ自発的に出来る範囲内で云々になっておりますが、こういうことでございますのでその要約いたしますボランティアの内容等につきまして今後又この文書の中に明記して、隔年になっていくかと思っておりますが次回はそのようにさせて頂きたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 毎年こういうことは区長会なり区長宛の文書でボランティアの方をお願いしてみえると思うのですけれどももう少し幅広く依頼する必要があるのではないですか。例えば民生児童委員とか玉城町教育委員会それから学校評議会、玉城町青少年を育てる会、親子会、高校生父母の会、玉城町PTA連絡協議会とこういうことでもう少し以来範囲を広げて人間関係

からも入っていく必要があるのではないか。ただ1枚の紙切れで説明してそれでボランティアお願いしますというよりも少し熱意のある推進の仕方があるのではないかと思いますけれども、毎年こういうことで文書1枚ですけれどもその点如何ですか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 区長様にはほぼ隔年をお願いしておりますが、今児童民生委員さんのお話もありましたが、民生委員さんもボランティアということで自発的にそれぞれの通学路等に立っていただいております。月2回でしたか、お世話いただいているということを知らせて頂いておましてパトロール員さんからも合同でやっていると、聞かせて頂いております。ちょうど田丸でしたか、山本議員さん夜の会議に出て頂いておりましたようにPTAの役員さん、それぞれ出て見えて会長さん始め大変感銘感動されました。田丸地区につきましては、ボランティアとして活動をここまでパトロール員さんがやっていたのですから親以上だということで、そのパンフも作り会長の方から全部渡して頂いて、今募っていただいているところでございます。学校長が先日も来てくれましてその人数等またきちんとしたら登録させていただきますので、ジャンパーとかそういったものよろしいですかということでありましたのでご返事を申し上げたところでございます。以上です。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程のお話で民生委員等が自発的にとお伺いしていますけれども我々パトロール員は時間があれば出来るだけそういうふうな子供の為に立っております。民生委員の方々がそういうパトロール員としてそういう行動をしていることをあまり知りませんでした。と言うのは我々特に南佐田の方ですけれどもだいたい常に立っております。だから民生委員の方と我々連絡を取って今週は月曜日が民生委員の方なら、我々は休ませて頂きたいという体制も取りたいと思っておりますが全然そういう連絡もありません。だからもう少し横の連絡とか、そういうのを作る必要があるのではないかと私は思っております。それから先程教育委員長が田丸小学校のことで2月16日そういう話しがありましてそういう通知文書が学校長とPTA会長から私頂きました。だからそういうふうなパトロール員を依頼するけれども後組織だって物事を作ってくれということが、不足しているのではないかと思います。だから民生委員が立っても分かりませんし、どういう連携かも分かりません。だから依頼した以上は効率的な運動をする為にもそういう組織を作る必要があるのではないかと思う。あの場では教育長は、私は絶対やりませんと言われましたけれども、それにつきましては玉城町教育委員会事務局組織規

則分掌事務第5条の6に教育行政の総合計画及び連絡調整に関する事ということでこの規則が確かに出ております。この仕事はこれに該当するのではないですか。お宅は全然やらないと言われましたけれども。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 毎回申し上げているのですが今山本議員も今お世話頂いておりますが、このパトロール員さんは強要強制というのがこの項から外れてまいります。今の組織と言いますのはこのパトロール員の組織を指したものではありませんと解釈をいたしておりますので例えばパトロール員さんの中から私がこのようにしましようという中で出ていただくならば、私は本当に有り難いと思いますが、それを組織化してその中を言ったら決めた形にするような事は、私は出来ないと言山本議員に申し上げたということでございます。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) それでしたら各ボランティア員が、ばらばらに行動し情報も共有せず連絡もなしに行動しろということですね。だからそういうふうに言われるのであれば、全員集めて例えば玉城でこういう組織を作るとかボランティアの方々に集まって頂きまして皆でこの組織を、もう4年になって増えたのですから。尚効率良く運営する為にはどうしたら良いかということとを相談するべきではないのですか。それは貴方の仕事だと思いますよ。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 教育委員会は子供の命、安全を守る大事な仕事でございます。それで私は教育委員会どうこうではないのですが、子供の安全、登下校は勿論でございますが学校内もそうですが、これは学校保険法というのがございましてこの法律でいきますと、今条例が出されましたので申し上げます。これは学校が安全計画を立てその中でこれをやっていく。そしてお家へ戻す。そして又こちらへ送る。これは親の最大の責任ということになっております。ここにもし子供に事故が起きた場合、その法律が適用されていくのですがそれでこの子供の事故の保険はこの状況の中で出てまいります。その保険の起きた状況等につきましては教育委員会に報告がございまして。そういうふうなシステムになってございまして。従いましてこの何と言いましても子供を守っていくのは、教育という中では教育委員会は充分責任を負っているということになるかと思っておりますが、中の内容はそういうふうな内容で子供の安全が確保されているということでございまして。因みに通学路もそうございまして、警察なり地区の区長さんなり学校なりPTAでこれは作られてまいりました。それがそういうふうなシステムで教育委員会の方に報告があるということになっております。そういうことについて放っているのではないにインフラ等につきましてはこれで良いのかどうか。街灯やガードレー

ル等はこちらで自主的に見に行く。それを又町長の方にもお願いするようなそういったことがございます。それと4校区あります中で下外城田校区さんの場合は、学校関係の子供の安全的な事で民生委員さんが全員出ていただいていたということで情報交換、いろんな意見も頂きました。そういうふうなことの体制は組まれている校区もございます。以上です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 警察から事故があれば教育委員会へ報告が行くわけですね。こういう所で事故があったということ。いかないのですか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 山本議員よくご承知かと思いますが、今いろんな大人の事件もございましてし高校生的なこともあります。ところがいつも警察の署長さんと話をしますが、そういうふうな事を連絡するということがなかなか難しいような状況になっていると思っております。報告をいただけない場合が多いように思います。これではこちらの方の危険の配慮が出来ないではないかと、これはうちだけではなくて他もそうでありますがそんな状況もありますので、なるべくこちらの方に言うていただくようにはしておりますがそんな状況になっております。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) なるべくではなく完全にやってください。それで私もこの間警察へ行きまして情報をお願いしましたがけれども、このような情報を役場へも上げてそうすれば役場の方から住民の方に周知徹底する。玉城町でも蚊野に空き巣がある。坂本地区内でも空き巣があるということで住民がお互いにそういうふうな注意をし合うのではないかと思います。そして子供安全パトロールもどこどこに事件が起こったと言いましたら我々が複数いた場合は1人でもそちらへ行くように手配も出来ますしやはりそういう発生した事件はパトロール員との情報共有が必要ではないかと思いますけれども、出来るだけということではなしに、そういうふうな徹底するような方法を講じる必要があると思っておりますけれども如何ですか。それが犯罪防止に繋がると思っています。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) これも例ですが先日外城田校区を回りました時にその様なお質問が出てまいりまして、丁度駐在所の原さんがお見えでございましてそのような連携を取らせて頂くようお願いはしております。子供の事、大人の事、どこまで情報をしていくかは私は判断出来ませんが極力そのようなことをお願いしましたしこれからも求めてまいりたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) では続きまして3の で、青パトロール車の購入状況をお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) この青と書いてあるのは青色パトロール車でして青色回転灯の活動の車両として平成17年にこれを陸運と警察の届け出で許可を得て2台登録致しております。18年度当初から実際の活動をやらせていただいているわけでありましたが、脱着式の青色を見ていただいた通りであります。青少年の非行防止を図ると共に一般的な健全育成全般を目的とした玉城町の青少年指導員協議会というのが教育委員会の組織にございます。そこで街頭指導の活動に使用しております。それで乗車出来る責任者は許可を取らなければいけないわけで、今3名でやっております。これだけでは少のうございますので、新年度におきましては講習を受けて頂いて乗車責任者を増員したいというふうな考え方を持っております。街頭指導に青色パトロールが回ってもらうのは18年も19年もやっているわけですが春夏秋冬の季節毎年夜も多いわけですが30回から35、36回実績で回っております。20名指導員協議会にありましてそこにオブザーバーとして駐在所連絡協議会の3名の駐在さんに入らせていただいております。今ご指摘にありますような不良行為とか深夜徘徊について指導を行っております。時には施設の立ち入りが許されておりましてその調査をさせて頂きます。他に青少年の動向等実態情報収集もしております。青少年問題の相談にもなるようになっております。それでこのパトロールで回っていただきます中で今山本議員ご指摘頂きましたがそういうふうな事件・事故等があった場所も特に案内をいただいていると聞いております。日夜健全育成の原動力になっているわけですが教育委員会としましてはこういうふうな協議会と子供安全パトロール員の皆さんと学校の連絡を密に取っていきたくと思っておりますし、又取らせていただきながら、青少年の見回りを地域の力と共にお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 私は青パトが走っているのを見たことはありませんけれどね。1年間に30回。2台ですと1台に15回。そうすると月に1回位ですか。2台もあってもう少し活用は考えられませんか。1台で1月に1回か2回がそこそこで折角購入した意味がないと思えます。その点についてどうですか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) パトロールを青で付けて回っていただく時間帯が、大

体7時から11時頃でございまして一般の方はあまり目に止めていただかない
かもしれません。そういう時間帯で活動いただいております。以上です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 私は時間を聞いているのではありません。1月に1回か
そこらでもう少し活用する方法はないのか。そうするとこの青パトは7時か
ら11時しか使用出来ないのですか。

議長(小林一則君) 教育委員会事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長(辻誠君) 青パトの有効活用ということでございますが
教育長お答えしたように、乗車責任者が教育委員会の職員1名と後2名の方
になっておりまして、やはり仕事の都合とかそういうふうなことで特に青少
年の指導とかそういうことになりますと、深夜の徘徊とか夕暮れ時というこ
とで夜間を中心に今現在活動を行っている状況でございます。尚議員お尋ね
のように広くひろげようと思いますと、やはり警察での講習を受けていただ
くということで増員をしていかなければなりませんので、そのようなことも
ご理解いただきまして、1人でも多く講習を受けそのような活動に参画して
いただける方を募集していきたいとこのように考えております。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 講習を受けるのが条件になっているのでしたらそういう
ふうな講習を受けて募集する。もう少し活動を増やす。今の答弁ですと講習
を受ける為に活動日数が少ないと言われておりますけれども、導入された目
的でしたらどのようにしてそういうふうな講習をたくさん受けて青パトの活
動日数とか、時間を増やすというのが本来の考えを持って導入されるべきだ
と思えます。だから今回もう少し青パトの活用方法、それから運転士の養成
を考えて下さい。続きまして3の スクールガードリーダーの内容説明をち
よっとお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 3点目でございますがスクールガードリーダーの内容
ということでございますが、国の文部科学省の方で実施しておりますところ
の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業というのがあります。この事業を
三重県が委託を受けております。それで地域の連携を取りまして地域のボラ
ンティアを勿論活用するわけでございますが、地域社会の全体で学校安全に
取り組む体制を整備して、県内の各市町村に安心な学校を確立するという取
組にするのがこの事業でございまして17年度から始まっております県の事
業。横文字でございますけれど、言い換えますと学校や通学路で子供たちを
見守る学校安全ボランティアという訳が文部科学のホームページにあります。
それでこの人はどういう方を県が委嘱するかということになります、相談

所やいろんな所の防犯の専門家、それとか警察のOBの皆さんが県は多いようでございますがそういう方を委嘱致します。因みに17年に受けております県の事業で15名が見えたようでございますが18年を聞きましたらこれを県内の全ての小学校を対象に40名に増やされたということでありまして現在は40名から19年度はもう4名増やされ44名でやっております。20年度は45名に委嘱。玉城町の場合の配置は警察のOBで18年が町内の真砂さん19年度玉城担当は小俣町の方の奥山さんということになっております。活動の内容ということになります。各学校へ定期的な巡回。学校に対する警備のポイントや改善すべき点などを指導又評価する。もう一つあります。学校で巡回警備等に従事する学校安全ボランティア。うちの場合ですと安全パトロール員さんに当たろうかと思えます。こういうふうなことで警備上のポイントや不審者に対する対応についての具体的な指導するというふうな活動内容になっております。活動の時間条件は週に3回になっておりまして1日概ね4時間で年間に450時間以内でやっていただくということでございます。これがスクールガードリーダーの内容になっております。以上でございます。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 青パトの導入と言いこのスクールガードリーダーと言い我々は全然こんな存在は知らされておりませんね。やはり熱意あるボランティアをやるのでしたらそういうふうな体制に協力を持ちかけて、もっと効率的にもっていく必要があるのではないかと。ただ動かした、導入したというだけでは効果はうすいと思えますよ。それから三重県のインターネットで取った情報に寄りますとそういうパトロールにも指導ということでございますけれども我々には改善の指導も受けておりませんね。玉城町がもう少し有効に利用する必要があるのではないかと思いますけれどもその点いかがですか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 山本議員さんのご意見をいただきますように今後努力してまいりたいと思えます。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程から度々町長が言われておりますように、安心安全町づくりは一部の組織だけではとても完全なものにはならないと思えます。やはり住民を巻き込んで住民の参加を促す。それによって大きな効果が上がると思えますので今後そういう点で取り組みを、又お願いしたいと思えます。

最後に町長が満足度一番とか北の川越、南の玉城と言われますけれどもあと3文字を加えて欲しい。3文字を。現在はということで行く末10年続くとは限りませんから。現在は満足度1位ですと。常に満足度をそのまま維

持出来るのか。皆さんご存知のように夕張はバブルはじけるまでは満足度一番だった。バブルがはじけて松下興産レジャー産業が撤退しそれで負債が明るみに出て不安度が増したわけですから。現在は私の努力で、満足度一番でよろしいですけれどもあまりリップサービスをして頂きますと町民の方は本当に良いのかということになりますので、高木議員の質問にありましたように法人税もどうなるか分からない状況ですのでこの状態が5年10年続くとは限りませんので心に留めて頂きたいと思います。これで私の質問を終わります。

議長(小林一則君)3番 山本静一君の質問は終わりました。

10分間休憩致します。

(午後 4時34分 休憩)

(午後 4時44分 再開)

議長(小林一則君)再開致します。休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。次に13番 前川隆夫君の質問を許します。13番 前川隆夫君

13番(前川隆夫君) 質問の機会を与えられましたので一般質問通告書に基づきまして、自治体財政健全化法に関します問題及び玉城町の財政の現状につきまして質問いたしたいと存じます。よろしくご答弁をお願い申し上げます。まずご承知のことですが平成19年6月15日国会におきまして自治体財政健全化法が成立致しました。正式な名称は地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものでございます。この法律につきましては充分にご理解されているものと存じますが、簡単に申し上げますと現行の地方財政再建促進特別措置法の欠陥を補完することと、普通会計だけではなく特別会計又第3セクターを含めた財政の状況を把握し一定の指針を設け別に定める基準を超えている場合は、早期に健全化団体として健全化策を取らせ、さらに財政状況の悪化した自治体については財政再建団体とするとの内容で今までの法律と大きく異なる所は特別会計、第3セクターを含めての財政状況の把握と一気に再建団体とするのではなく早期健全化団体という一つの緩衝ゾーンを設けた事。このように理解していますがそういう理解でよろしいでしょうか。お尋ね申し上げます。次に早期健全化団体に判断する基準の値につきましては今年の秋になる模様であり、具体的なものとなっておりますが、この法律が自治体に与える影響というものは相当大きなものではないかと考えるところでございます。例えば下水道につきましても多分に国の施策として下水道の普及に行政が答え、各自治体共負債を抱えながらもこの事業を推進している課程にあります。これらの負債についても評価対象と

なりことに寄れば、下水道の借金によって早期健全化団体となりかねませんし又病院事業につきましても全国の自治体病院の70%が赤字経営となり多額の累積赤字を抱えていると言われているのが現状で、国の医療機関の問題もその大きな原因となっていることを考えれば一人自治体へ責任を押しつけている法律であるように私は思われて仕方ありません。町長はこの法律についてどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと存じます。次に移らせて頂きます。平成19年12月12日の朝日新聞に『住民負担増じわり』という見出しである記事が報じられました。内容は先程申し上げました自治体健全化法の成立を受けて、全国の自治体が財政再建へどんな取り組みを検討しているのかのアンケートの結果を報じたものでございます。掲載されました記事は三重県内のアンケート結果でこれによりますと県内29市町の内27市町からの回答が寄せられ住民サービスの見直し内容や企業会計の下水道料金と国保料金の見直しについて一覧表に掲載されております。勿論玉城町も回答を寄せられております。その回答の内容の9項目を紹介させて頂きますと次のようなものでございます。普通会計では施設利用料の引き上げ、各種団体イベントへの補助金の見直し、施設運営の民間委託の推進、公立保育所の利用料引き上げ、ゴミ収集の有料化、健康診断の自己負担の引き上げ、公共料金の見直し、高齢者の医療福祉関係助成費の年齢所得条件の見直し、幼児児童の医療福祉関係費の年齢、保護者の所得条件等の見直し、以上の9項目であります。又公営事業につきましても下水道料金の引き上げ、国民健康保険料の引き上げさらには玉城病院の規模縮小でございます。以上のことをアンケートに答えておられます。回答を寄せられた14の町の中では一番多い見直しを検討されており公営事業につきましても下水道、国民健康保険の双方の引き上げを検討していると回答しているのは、玉城町のみでございます。このように大変厳しい見直しを検討しているということは町の財政が大変厳しい状況にあるという認識のもとにアンケートに答えられていると考えますがその点について如何なものでしょうか。お尋ねいたします。次に今回成立しました自治体財政健全化法では毎年度4つの健全化判断仕様というものを作成して公表することが義務付けられております。この4つの指標ですが一つは実質赤字比率、毎年度の収入に占める一般会計赤字の割合。2つは連結実数赤字比率、毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合。3つは実質公債比率、毎年度の収入等に占める地方債の割合。4つは将来負担比率、毎年度の収入等に占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合ということになっております。これらの公表につきましても19年度決算以降になると考えますが先に申し述べました朝日新聞のアンケートにつきましてもこうした指標を割り出した判断に基づいて出されたものと思います。17年

度決算をもとに指標を算出されたと思いますが一つ分かりやすく数字をお示し願いたいと存じます。私は玉城町の財政について厳しい見方をすることにつきましてなんら異論はございません。何しろ一般会計特別会計におきまして100億円を超える借金を抱えていることでございます。玉城病院の現状についても大変厳しいものと認識いたしております。そうしたことから住民サービスについても見直しをしていかなければならないことも一定理解をするところでございますが見直しを検討している住民サービスの多くは町民の生活に直結するものであり、慎重な上にも尚慎重を期さなければならぬと考えます。さらにこうした見直しは町民の理解と納得の上に実施されなければなりません。その為には積極的に情報を開示してどれほどの厳しい財政状況にあるのかその原因となっている諸要因を明らかにし、町の自主財源確保や行政改革、さらには病院等の公営事業を含めた対応策を明示しながら、町民負担を求めていくことが当然にして行政の姿勢ではないかと考えるものでございます。新しい法律が出来、将来的に早期財政健全化団体になりえる可能性があるとしてまずもって住民サービスを見直し、町民への負担増を求めていくことの町長の考えを認識するものでございますが、そのような手法はお取りにならないようお願いを申し上げ、町長の考えをお聞かせ頂きたいと存じます。最後になりますが先程来申し上げました早期健全化団体或は財政再建団体を規定します基準の値は今年12月までに政令で定められることになっておりますが、これが及ぼす自治体への影響というものは大きいものがございます。2月中頃でしたかNHKの番組である町の町営病院が赤字経営となり町の行財政に影響を与え、さらにこの財政健全化法の成立によって影響が拡大することから、苦悩する町政の姿を放送しておりました。私はこの放送を見て地方自治とは何なののだとの問い返しと共にこの法律が地方自治潰しの悪法であるとの思いを強く致しました。極端な言い方になりますが、地方自治体を生かすも殺すもこの法律の運用次第ということになりますが、中でも先程申し述べました基準の値がどうなるかによって大変な影響となることとなります。銀行からの融資にいたしましても早期健全化団体との判断がされないとしても、その基準に近づけば近づく程融資が厳しくなると想定されます。又住民サービスにつきましても病院や下水道の赤字や借金が早期に解消出来る訳がありませんから、町民への負担増を際限なく求め続けなければならぬことになりかねません。この基準の値につきましては地方自治体の意見も聴取してとなっております。町としてもこの間の動きにつきまして最大の関心を払っていただき、国等関係機関に対して適正適切な対応を取っていただくことをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

議長(小林一則君)13番 前川隆夫君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 前川議員から自治体財政健全化法に関連する問題と玉城町財政状況についてのご質問を頂きました。冒頭に昨年6月に制定になりました法律についての見解を直接申し述べて頂いておりました。私も全くその通りだと思っておりますが、この法律についてどう考えるのかということであります。我が国法治国家でありますから法に従わざるを得ないということになりますけれどもこの法律が出来ましたきっかけは、夕張が353億からの借金を18年で返済しなければならぬというふうな大変な財政危機に陥った。これは一つにはエネルギー政策の転換というふうなことも世界のグローバル化の中で起こってきた問題でございますけれども一時期炭坑で13万人からの市の人口があったのがその10分の1に落ち込んでしまった。それを再建する為にご承知のようないろんなリゾート施設を手がけてきた。これがうまくいかなかったという事。或は又一部に粉飾の予算編成をしていたということもあるわけでございます、この夕張の財政破綻をきっかけに制定されたというものでございまして。

議長(小林一則君) 町長すみません。答弁の途中ではありますがお諮りいたします。会議規則第9条で会議時間は午前9時より午後5時までと指定されております。まもなく午後5時となりますが前川議員の通告質問が終了するまで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

異議なしと認めます。

町長の答弁を続けていただきます。

町長(辻村修一君) 途中でありましたけれども特に地方財政法に定めます通常の財政運営は大原則でありますし、地方自治体の運営はご承知のようによろしく財政の健全化を図りながら、その町の身の丈に合った財政運営をしていかなければ、結局は住民の皆さん方に大変な迷惑をかけるということになるわけでありまして。そんなことで現在の玉城町の場合はどうかということでありましてけれども、今の所玉城町は心配ないという状況でございます。特に財政再建というふうなことになりますと、当然のことながら市町の再建というふうなことでの評価だけで大変なイメージダウンになります。昨日もテレビで放映されておりましたし、新聞等でもご承知の通りだと思いますけれども財政再建になった自治体というふうなことから、さらに人が減少していているという状況であります。全く企業誘致も進まない。その町のイメージダウンというふうなことになりますから。人口流出が加速する。そして孤独死も相次いでいるという状況になっているわけございまして、当然その自治体の財政運営は国の管理下ということになるわけでありまして、自治体と

しての評価が下がる。魅力も全く無くなる。そして最低限の住民サービスをやっていくということになるわけでありますから、当然のことながら今申し上げて繰り返しのようになりますけれども、人も企業も寄りつかない自治体ということになります。そんなことで財政再建団体にならないような日頃からの努力というものは当然のことであります。特に今回のこの朝日新聞からのアンケート調査ということでございまして、その項目の多くは議会の議員の皆様方にもお示しさせていただいております、玉城町の行財政改革プランに示されておりますものでございまして、当町は自主自立を目指す玉城町ということで取り組みをしておりますから、その為の健全財政を行う上でそれぞれの項目についての見直しは、当然必要だと考えておりますもののアンケートにお答えした内容となっているわけございまして、常に財政運営は危機意識を持ちながら取り組んでいるということでございまして、ですからこの見直しが、直ちに値上げや負担増をしようというものではないわけございまして、あくまでもアンケートの項目からしまして行財政改革プランをご覧いただいておりますその項目で、お答えしたという状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。以前から申し上げておりますように情報公開は当然のことであります。全て町の行財政情報公開をしていく考えで取り組みをさせていただいているわけでありまして、町の財政の健全化あるいは見直しにつきましては住民の皆さん方はもとより、議会の皆さん方で充分町の全てをご理解いただいて、そしてどうしていくのかのご論議をさせていただきながら行政運営をしていくことは当然のことでございます。それから今回の法律が所謂、それぞれ一般会計だけではなくて全ての事業会計を含む連結での財政の指標がどうかというふうなことで、自治体トータルで見ていこうという考え方になってございまして、今18年度で玉城町がどうなっているかという数値を拾い出しますと、4つの項目がございまして国の早期健全化基準値というのがございまして、国が示している基準値それと財政再生の基準値ということでございまして、これが11.25から15%が国の早期健全化の基準値。実質赤字比率のことでございまして、そして財政再建の基準値が20%。玉城町は全く無いということでございまして、それから連結実質赤字比率は国の基準値が16.25から20%の範囲。これが財政再建の基準になりますと30%になりますが、これも玉城町はゼロということでございまして、それからよく言われております実質公債比率ということであります。これが国の早期健全化基準値が25%。財政再建の基準が35%でございましてけれどもこれが玉城町は12.7ということでございまして、低い率で現在至っているということでございまして、それから将来負担比率というものの算出もあるわけございましてけれども国の早期健全化基準値が350%ですけれども

玉城町は200%以下ということでございます。これらにつきましても全てを公開していかなければいけないと考えておりますし、今その4つの項目ということでご質問いただいておりますのが、このことの数値が玉城町のものでございまして、少し長くなりますので説明は省略させていただきますけれども、特に今申し上げました実質赤字比率の内容はどういうことなのか、或は連結実質赤字比率の内容はどういうことなのかということの内容、それぞれ説明もありますので又、後刻ご高覧をいただければどうかと考えているわけでありまして、まずそんな中で当然前川議員がご認識いただいておりますように、自主自立の町づくりの為に住民の皆さん方の応分の負担もお願いをする時期も考えていかなければならない時期が、来るだろうというふうにも思っておりますし、或は又前段の議員からのご質問がございましたように、さらに財政基盤を強固なものにしていく為の、産業振興にも力を入れていかなければならないというふうな考え方もあるわけでありまして、所謂財政再建のステップと言いますか何をどうしていくのかということなのです。一つには内部経費の見直しこれは歳出の削減というふうなことに、大きくなるわけでありまして、しかしその中で要るものは充実していくという教育・福祉の施策というのは当然ことだと思っております。さらに自治体としての成長を促進していく。活力を付ける為の所謂産業振興に全力を上げていくということであります。全国各地まさに企業誘致合戦ということであります。自治体同士の競争ということになります。そういうことでの町の活力を付けていくという努力が要ります。それからもう一つは少子高齢化の時代でありますからどんどん人口が増えましても、人口構成を見ますと高齢化の率が増高しておりますから国の社会保証制度が、そうした今後の人口構成が高齢化を迎えるということに持続可能な制度に、どんどん変わってきております。町といたしましてもこれに対応していかなければならない。町の財政分析をいたしまして状況を見ましても、これらの扶助費の増が顕著に出てきているわけでありまして、国の段階での施策を求めていく必要があると思っておりますし、国としてもそのことは当然のことながら心配しているわけでありまして、もう一つは、国会あたりで以前から論議されております国としての財源をどうしていくのか。一部には消費税を上げていくことも、これからの時代必要なのではないかというような、意見も出ているという状況でございまして、こうしたことをこれから末端の自治体として玉城町は玉城町として努力は必要でありますけれども、なかなかいろんな法制度或は大変都市と地方の格差が進んでおりまして一定水準の生活が出来るような保証というのは、国において考えてもらわなければいけないと思っております、町長会始めいろんな機会にその要望を申し上げてきているわけでありまして、そういう考

え方も持ちながら今後のこの厳しい時代を迎えておりますから、健全財政を常に念頭に置きながら、財政運営を進めさせて頂きたいというふうに思っている次第でございます。何卒よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 13番 前川隆夫君

13番(前川隆夫君) ご答弁ありがとうございました。玉城町は財政に問題がないとの心強い答弁を頂きました。自治体財政健全化法につきましては難しい法案でありますので、今日の答弁を参考に勉強して又機会があれば質問したいと思っております。住民サービスの見直しについては町財政の関係もあり一定の理解をしておりますが、町民の生活に直結するものが多く町長の公約でもあり町長がよく言われる住民満足度 1の町、玉城町に住んで良かった、安心安全の町づくりを目指す為にも町民の負担が大きくなならないよう配慮いただく事をお願いしまして私の質問とさせて頂きます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 以上で13番 前川隆夫君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。お諮り致します。町政一般に関する質問は本日で全て終了いたしましたので3月10日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

異議なしと認めます。よって3月10日は休会と致します。

来たる3月11日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 5時13分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員